

令和6年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和6年3月14日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年3月14日 午後 3時32分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治							
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	古	好	広	徳	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香			
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	歳	原	雅	則	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	宮	田	慎	治

10. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		一般質問
日程第3	報告第1号	陳情審査報告について
日程第4	報告第2号	陳情審査報告について
日程第5	報告第3号	請願審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第1号	陳情審査報告について	採択
報告第2号	陳情審査報告について	採択
報告第3号	請願審査報告について	採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、成田賢一君、10番、渡邊順子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

1番、日本共産党の日名義人です。議長の許可を得ましたので、可能な限り通告に基づいて質問のほうをしていきたいと思えます。

本日の私の質問は、大きく3問、1つ目はデジタル特区事業に関連して、2つ目はPFASフッ素有機化合物汚染、3つ目に農政・地域農業再生をテーマにして質問をさせていただきます。1つ目のデジタル特区事業、2つ目のPFASフッ素有機化合物汚染問題、これは連日、特に昨日の同僚議員から詳細な質疑が展開されています。できるだけ重複質問は避けたいとは思えます。質問を考えると、可能な限り予想された方に対しての重複を避けたいとは思いましたが、不十分でした。

さて、その1つ目、デジタル特区事業について質問に入ります。

このデジタル特区事業、タイプ1、2が他地域で既に確立されたモデル、サービスを取

り入れる取組ということになっていると思いますが、タイプ3は、タイプ3でならず、誰一人取り残されないエンゲージメント・コミュニティ創生事業は、オープンなデータ連携を活用する新たなモデルとなり得る取組で、マイナンバーカード高度利用化だと思えます。そこで、補助率も3分の2になっています。このタイプ3の新年度予算では特区交付金申請をストップ、中止というふうになっています。そこで、まず最初にこの判断に至った訳、理由を聞かせていただけたらというふうに思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、1番、日名議員の御質問についてお答えいたします。

御承知のとおり、円城浄水場有機フッ素化合物検出による水道事業対応に伴い、今年度の補正予算並びに新年度予算に多額の予算が計上をされております。この水道問題の対策を優先することとし、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ3の事業につきましては、新たな事業への取組は見送ることといたしました。当該交付金事業につきましては、昨年度と今年度の2か年取り組んできましたが、来年度は議員がおっしゃいますとおり、振り返りとして捉えまして、事業の成果でありますきびアプリや緊急搬送補助システムであるi P i c s s等をしっかりと推進するとともに、実装済みサービスの利便性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

財政上の理由、そして振り返りのチャンスというふうな趣旨で延期されたことが分かりました。

昨日の一般質問の中でも、いろいろとこの問題については問題点あるいは課題が指摘されるようになっていきます。そういう状況になってることを踏まえて、立ち止まって振り返るチャンスという位置づけも今されましたので、答弁にもありましたが、その振り返りの内容をもう少し吟味してみたいと思うんです。そういった意味で、私はこの事業の推進の体制、構造について再度確認をしてみたいというふうに思います。

これまでの事業は、推進協議会のアーキテクトの人たちから、私は改めて振り返りです

から距離を置いて自主性を発揮して、自治体職員プロジェクトの主体的な力量で反省、見直し、総括がされるべきだと思うんです。問題は、本当にそういう条件がつくられ得るのかどうか、このことが気になっています。なぜなら、この体制が、企画立案、発注は協議会というふうになっています。そして、入札なしで、契約者は所属する組合員、要は入札という制度はそこには考慮されていない。事業主体は、有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアとなっています。基本的には、そういうことでいいですね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今議員がおっしゃったとおりの体制で今行なっているところでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

そこに対していろいろな問題点が見えてくる中で、改めて私も提案させていただきましたが、自治体の職員の力をもっと発揮していく必要があるんじゃないかということと同時に、吉備中央町自身が推進協議会の中の構成に入っていましたし、後から遅れてではあります、職員プロジェクトも構成された。せっかくそういう関与をする余地が生まれたわけですから、これを最大限に利用しながら見直しを進めていく必要があるのではないかというふうに私は思います。少なくとも、今までの仕組みで言うと、今までつくられたシステム、サービス内容は、企業の構想力、企業の能力、ここに頼って、ここの枠内でつくられてきたと思います。それが実態ではないかというふうに思えます。だから、地域の住民、町民の要求と矛盾した部分が見えてきた。そこをどう埋めるか、これが見直しの主テーマだというふうに私は思います。そういう意味で、改めて職員プロジェクトチームをはじめ、自治体の主導性をどう発揮できるか、ここが肝腎要なことというふうに思っています。このことについては、認識は同じでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

本交付金事業は、事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、専門家など、地域内外の関係者が参加、連携する体制を構築することが要件となっていますので、本町では我々行政と専門的知見を有した民間事業者等で構成するデジタル田園都市推進協議会を設置しまして、事業の推進を行なっているところでございます。また、本町は国家戦略特区に指定されているということを踏まえて申し上げますと、国が策定した国家戦略特別区域基本方針には、このような記載がされております。広域かつ大胆な規制、制度改革の提案と当該規制、制度改革により可能となる先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の関係者の強いコミットメントがあること、また地域課題の設定、事業計画の策定、先端的技術の活用など、構成全体を企画するアーキテクトが存在していることが記載されております。このように、国の方針を踏まえ、民間事業者やアーキテクトとともに事業の検討や推進を行ってきたことは間違いではないと認識しているところでございます。ただ、議員がおっしゃいました自治体主体という考え方は当然重要なことでございますので、町が取り組みたいことをしっかりと主張しつつ、専門家の知見もお借りしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今答弁にありました趣旨、それが本当に活かされてきた2年間だったかどうかということをもう一遍洗い直す、見直すというのが今回のチャンスだというふうに私は受け止めてるんです。ですから、今課長の答弁のあったような方向が本当に展開されていたのかどうか、そういう意味では、典型的な例で言うと、新山で実施されたEV、これなんかは地域の要望、地域の実情、これが十分踏まえられていなかった、そういう弱点もあったと思います。そういうことが繰り返されないために、また今回は規制緩和等も含めて新たなモデルをつくって、そのつくられたモデルは全国的に波及されていく、展開されていく、そういう性質も含んだ特区事業だと思います。そういった意味では、この見直しというのは大変重要だと思いますし、ましてや過疎の中山間地域でのこの地域、そこでの住民が非常に行き詰まったような状況になっている、これにどう応えるかということが、これまたタイプ3の主要な課題になっているわけです。そういった意味で、私は改めて誰一人取り残さないエンゲージメント・コミュニティの創生というところでどれだけ住民の皆さんの願い

をきめ細かく受け止めるか。各種アンケート、地域福祉計画をつくっていく、そのアンケートを見ても、いろいろなアンケートを見ても、まず買物、移動などが、3つぐらいのことが非常に他の要求よりも強い。これははっきりしています。そうかといって、買物一つとっても、お店に行かれないのでというのであれば、本当に目の前で品物を見ながら買物をしていく楽しみも一人一人が持ちたいという、そういう要求もありますし、通院にしてもそうです。いろんな意味で、きめ細かい、住んでる地域とその行き先との関係も含めて、相当綿密な調査が必要だと思えます。そういうことがしっかりとこの2年間生かされてきたかどうか、そのことが基本的に見なければならぬ視点だというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今までやった2年間は、見直しは必要です。私の感覚では、2年間、少しでも前に進んだと思ってます。それから、この組織そのもの、この組織そのものは、他ではつくれるような組織ではないです。この組織ができたからこそ特区に指定されたというような、いわゆる外から見れば、すばらしい組織ができたなというふうによく言われます。それが、1点です。ただ、言われたように、多くの課題がまだまだあります。それは、今言われたように、買物一つ取っても、その課題というのは、大方アンケートで、交通であったり、買物であったりとかという焦点は定まりました。その課題を1つずつ解決するというのが町政の使命だと思ってます。買物も、この事業に頼ることなく、今言われたリアルな店も欲しいという御意見が本当にあります。そのためには、駄目でしたが、コストコにも3回ほど行きました。他の大きな企業の社長さんとも私は幾度となく会いました。まだ実現はできていませんが、この事業以外の取組も合わせてやる必要があろうと思います。そして、この事業に限って言えば、この1年間はしっかりと2年間で築いたものを皆さんに説明し波及していくというのが大変重要だろうと思っております。これは、何事も新たなことをするのは、すぐさま100%のものはなかなか難しいです。一步一步着実に前に進む、夢を持ってもらうということが私は大事だと思ってます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今答弁いただきましたが、その答弁の中で国の方針と、言わば岸田内閣がこのデジタル産業を新たな成長産業の分野だというふうに位置づけてやっていますけれども、その中に改めてこのデジタル関係の人材育成というふうなことが大きな課題にもなりました。言わば企業集団という、人材育成の中に企業の存在、これが大きな意味を持ってるわけですよ。その企業集団が、実はイノベーションを通じて吉備中央町には基礎的な条件がつけられていた。その上に乗っかって、この特区構想の指名を受けることができた。これは、僕は客観的な事実であろうというふうに思うんです。ところが、一般質問の、私もこれまでの中で、企業集団、アーキテクトの主導になっていないかということに対して、答弁はこういう答弁でした。専門家の集まりだから、そこに託さなければならない分は非常に大きいという意味の答弁がありました。それを思い出しますと、企業集団の主導で展開されてきた、それが住民のきめ細かい要求とのずれが生まれる、そこにどうこれから自治体がかんでいくか、このところをもっともっと重視しなければならないんじゃないかという発想に私は今立っています。そういった意味では、基本的には今の話は一致すると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この事業につきましては、専門的知見、知識っていうのが絶対に必要でございます、新たなことをするんで。しかしながら、町民のニーズ等々を一番知ってるのは、役場職員であったり、皆様方でございます。その辺の思いを擦り寄らせる、調整するというのはしっかりと町執行部、町がやらないといけないと思ってます。それは、別段思いは、町が中心であります。中心で、その方たちの知識、知見を利用、利用という言葉は悪いです、活用させていただいて物事を進めるというスタンスでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

抽象的なやり取りは別として、そういう意味では自治体の存在、自治体を中心になってこの事業は進めていく、そういう立場に自治体はあるということを踏まえる必要がある



し、同時にこれは上から町民に対してサービスを提供する、そういう側面は確かにありますけども、そのサービス自身は住民の要求に応えるということが原点ですから、そういった意味では、自治体イコール住民参加、住民の直接的な声もしっかり受け止めながら物事が進めていかれるような仕組み、言わば第三者の関与、住民を第三者というふうに言わせてもらおうとすれば、住民の関与も必要じゃないか。そういう仕組みは残念なことに軽かったのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

通告の質問よりも今の関連質問のほうがちょっと多いような気もしますが、この事業をするに当たって、地域のアンケートをしっかりと取りました。途中でも取りました。そのように、意見は聞かせていただくという姿勢は変わりません。そうした中で、ぜひ我々も住民の方がもっとこういうことをやってほしいとか、こういうのをやっていただいとるけど、もう少しこれは変えていただきたいとかという要望をぜひ集める必要がございます。それは、物事をもっと正確なものにするためには必要です。ぜひ皆様方もそれぞれ住民の方の代表でございます。それぞれの意見をお聞きして、ぜひ伝えていただければ、よりいいものになるんじゃないかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

議会議員のそういった役割もあるでしょうけれども、私は直接住民から丁寧な要求を聞き取る、きめ細かい内容をしっかりと把握するということが自治体職員、行政が直接乗り出していくということが必要だろうと思うんです。そういう意味では、今日3つ目の質問の中でも若干触れてますが、職員がもっと地域に出かけて行って、いろいろな人、団体と、地域の組織としっかりと交流し合いながら実情をつかんでいく、そのことが今必要じゃないかと思うんです。確かに、役場の職員は、机に向かってする仕事が山ほどあるでしょう。昨日も、コピーすることから何とかっていう、そういう仕事から、本当にしっかりと知恵を出すための仕事などがあると思うんですが、そのスタートは町民と対話をしてきて、町民の意向を酌んだところがそのスタートになるんだというこのことがもっと目の前

で見られる貢献が必要ではないか。そのことが、役場に対する信頼、行政に対する信頼の基本だろうというふうに思いますので、そのことはぜひ強調しておきたいと思います。

ところで、もう一点、昨日も非常に厳しい交付金の問題でいろいろ指摘がありました。ある意味では私は、発注、事業を受ける、委託という形になっていますが、入札制度またはそれに代わるような公平な、もっと公開された仕組みがこの中に加えられる、そういう工夫はないものだろうかと思改めて思うのですが、その辺の可能性はどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

交付金の支出内容につきましては、本事業に限りませんが、合理性、経済性、有効性などの観点から内容の精査は実施しております。本事業を実施する事業者に対しまして事業内容の明細を示すよう求めており、今後も継続して内容の確認を行なっていきたいと考えております。また、発注方法についてでございますが、本事業は専門的な技術や高度な創造性が必要とされる業務であることから、価格による競争に限定した選定方法は適さないものと判断しておりますので、今後におきましても同様の業務は企画提案による公募型のプロポーザル方式での事業選定のほうを考えておるところです。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今答えていただいた内容、そのことに批判、けちをつけるつもりはありません。問題は、そのような中身が本当に衆目の中で進められていく仕組みになっているかどうかということ。何も値段だけで入札、値段だけで決まるんじゃない、そのとおりで思うんです。特に、このようにどんどん新たなモデルをつくり出すと、工夫が要る。なおのこと、そういった意味ではそのことが必要だというふうに思いますが、しかし本当にこれは交付金の使い方がこれでいいのという疑問は繰り返しここでも質疑の中で展開されてるわけですから、そのことがもっと公開されていくような状況を仕組みとしてつくっていくことが必要ではないか。これは、信頼性をつくり上げるための必要な視点だというように思いますので、ぜひいろいろ工夫してみたいと思います。これを国に対してどんどん上

げていく、そういう意味の主体性、自主性もまた必要だということを強調したいと思います。うなずいておられたんで、了解していただいたと気持ちはというふうに思って、2つ目の質問に入ります。

円城浄水のP F A S汚染問題は、昨日の同僚議員のきめ細かい質問がありました。ですから、今さら新たな回答をもらおうとは、そういう内容というのはほぼないのですが、ただ予算で健康影響調査業務が予算化されました。そのことを評価した上で、それでも血液検査実施をめぐるのは住民の要求と若干のずれが生まれていたことは昨日の指摘でもあったと思うんです。基本的なとこでずれているというのではなくて、もっと早くやってほしい、もっと早くきちっと決断してやってほしい、あれからもう3か月もたつじゃないか、そういう気分は地域には強いというふうに思います。ところが、この血液検査の実施については、町長から見れば、きっと実施するための裏づけ、大義が必要なんだろうと思うんです。この大義というのは、実は専門委員会、外部委員会の提言、これを受けるとということが一つの節となっているというふうに受け止めてはいるんですが、しかし当然の血液検査に応えるのは当たり前だという状況の中で、まだ大義が必要なのは何でか。私は、それは今の国の姿勢との間に起こっている矛盾だというふうに受け止めてます。昨日も、国にもっと強い要請を上げてほしいというふうな質問に対して、町長はそれに答えて前向きな姿勢、答弁をいただきましたので、ぜひそれを進めてほしいと思うのですが、特に私が最近国の姿勢というのがいかに情けないというんか、これでいいのかなというふうに思えたのは、P F O S ・ P F O Aの2物質の摂取許容量の暫定目標値、これを新聞報道で見ると、これまでの1リットル当たり50ナノグラムのこの基準を維持するというふうに見た。しかもこれが暫定的な目標値になっているという弱さがあります。ですから、必ずしもこれを超えていたからといって、51項目の必須のような扱いになっていない。ここに町長が気兼ねをして、言わば決断をずらさざるを得ん、いわゆる裏づけが要するという用心深さが手伝っているのではないかというふうに思います。そういった意味で、今は住民は世界の状況等についても機敏に情報を仕入れることができます。ですから、昨日も指摘がありましたように、海外の基準を厳格化していくという方向はみんな知ってるわけです。それに対して、国がなぜそんだけもたもたするのかというじれったさを持ちながら、それが当面山本町長の態度にも反映してるというのが今の状況だと思いますので、そういった意味では、町長のほうからもきちっと対応していく、それに対しての見解も述べておくということは必要ではないかと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員お尋ねのPFASの特に様々な検査につきまして、私が何か国に対して付度等が云々くんぬん、それは全くございません。私は、以前からぶれることなく、町民に寄り添った方向性を出すと。また、その時期についても、委員会をこしらえてますので、その委員会の提言を受け、尊重し、それを基に町として判断をさせていただくということは全く変わっていません。そういうこともありまして、予算化も議決されるものと思っておりますが、させていただきました。そういうことで、何らぶれるものでもありません。ただ、言われたとおり、国といってもいろんな部署があるんで一概に国とは言いませんが、事このことに関しては、大変じくじした思いは持っています。それは、その当時しっかりと問題があるなら水道法に載せるとかがあればよかったなとか、本当にそういうような思いはございます。そういう思いをぜひともに国に、このようなことが二度と起こってもいけませんので、駄目なものは駄目と、それはきちっと法律に定めるということをやっていたかといと。もしじゃあなくて、定めなくてもこういうような指導をするのであれば、最後までその結果を責任持って国が調査しなさいということはやっていただきたかったです。そういう思いです。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今町長の答弁を聞いて、まさにそのとおりだということで、これだけの時期がたつてますので、今から一日でも早い決断を住民は待ってるということを述べたいと思いますが。

私も実は、1月12日に環境省、厚労省の役員と直接対話するチャンスがありました。そこで何を言われたかと言うと、データ不足、あるいは知見の不足、これがあるのでということ1月の時点でも言われてます。まさに県、町長の説明と同一だったんです。ああここが大きな壁になってるなというふうに改めて思えたことも付け加えておきたいと思えます。ぜひ前向きにということですが、その前向きの中の一つとして、これは私の情報不足があるかもしれませんが、1つは今東広島市、このあたりで川が非常に汚れてたというのがありました、中国地方で幾つかありますけども、呉でも。ここで、私が報道で接する

範囲内では、少なくとも町長が血液検査等の検査をぜひやっていきたいんだという意向をその報道の中で表明されてるというふうに受け止められました。ということは、きっと吉備中央町と同じような状態に町長も向かってるんだろうと思うんです。こういった苦渋している自治体が日本には幾つも今あるのは事実です。そういった意味では、自治体同士が連携し合いながら、国にこの曖昧なのを突破しろという圧力をもっともっとかけていく必要がある。その先頭にぜひ吉備中央町山本町長が立っていただけたらという強い要望を持っているということを表明しておきたいと思います。もしそのことについてコメントがあれば、お答え願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

全国でこのPFAS問題は、様々なところでございます。ただ、それぞれの自治体によって、その原因とか、その状況とかというのは全く違います。我々のように水道水にじかというようなどこもあれば、全く違う状況のところがございますので、私の口からその自治体の長に対してこうこうこうしなさいというのは、それは言えるものではございません。ただ一つ言えるのは、PFAS等の基準については明確にしてくださいということは連携を取ってしかるべきだと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

全く同感です。ぜひ基準を強化する、これがまず最初に国がやらなければならない大きな課題となっているということは明々白々な状況になっているように思いますので、そういった意味での共通の自治体同士の連携、意思を通い合わせる、そのことが国にも大きな力で働く、そういう状況をぜひつくっていったらというふうに思います。

3つ目の質問に入ります。

実は、言うまでもなく、今国では改めて食料・農業・農村基本法の改正案が論議をされています。そういう状況の中で、どちらかといえば、例えば自給率目標が低位に置かれたとか、地域を重視すると言いながら、実際にはなかなか農産物の価格なんかも価格転嫁というふうな言い方で、本当に安定した農産物の価格を保障する制度を本格的に公に国とし

てつくっていくという、そういう方向が見えない論議が進んでいます。これでは、中山間地への不利地域で一生懸命農産物を作って販売し、生活している基本が保障されないという意味では、弱点を抱えたままの論議になっているように私には思えて仕方がありません。そういった意味で、吉備中央町はそれなりにふるさと米の制度、頑張る農家支援事業、あるいは県下でも数少ない農業公社を所有しながら農家に貢献しているという姿をこれはしっかりと評価しながらも、でも他の自治体と同様、他の地域と同様、これからどうやって農村、農業集落を維持していくのかという展望は持てていない。これらをここでも繰り返し言うんですが、発言させてもらっていますけども、これは現実の姿だと思うんです。それをどう突破しながら、少しでも農家の人に意欲を持ってここで住み続ける、ここで働き続けるということ、できたら次の後継者もつくりたいという要望を強く表明できるようにするか、このあたりは重要な鍵になってきているように思いますので、そういった意味では吉備中央町の農業、農村集落の再生策、この方向を本格的に模索する、これが今大変重要になっているというように思います。実は、岡山の県民局の南部の状況を少し資料で農林課から見せてもらいました。そうしますと、瀬戸内市とほぼ同じぐらいの状況の中で、水田は大体同面積ですが、畜産物は吉備中央町のほうが3.3倍、ブドウは1.7倍、その他の葉または花菜類等も非常に吉備中央町は種類が多い。そういった意味では、本当に消費地の近い倉敷あるいは岡山等に直接販売していくっていうか、そういうことも非常にやりやすい。現に、あちこちで、また総社にも新しくそういうのがつくられているような報道もありましたけども、そういう中ではまさに競争のように吉備中央町も乗り出していかなければならない。と同時に、集落内でどうやって再生策の方向を見つけていくのか。幸いに、今まち・ひと・しごと創生総合戦略がデジ田関係の総合戦略とも合わせて確立していく時期になっています。綿密にその論議をされていると思うんですが、このあたりがしっかりと中心課題に据えられるかどうか、デジ田とは無関係な農業というようなことにはならないんだろうと思うんです。だからといって、デジ田で何とか農業が再生できる道が見つかる、そんなふうにも私は期待はしていませんけれども、そのあたりにもっと工夫が要るんじゃないかということだけは確かだと思っています。

何よりも、実は今農林課は、私は非常に注目しているんですが、中山間地域直接支払制度の下で各団地を担当者が逐次回って行って聞き取りをされています。その中で後継者をどうするの、この放棄地はという綿密な調査をされています。きっと吉備中央町では直接支払の団地に組み込まれてる集落というのは県下では圧倒的に率が高いと思います。そういっ

た意味では、ほぼ他の自治体に増した形で状況がこの制度を使って掌握できるとすると、これを基にしながら実情をしっかりとつかまれば、なおのこと次の展望をどうつくり出すか、的を射た方向が探し出せるのではないか。そういう意味では、非常にこの取組を私は期待しています。そういった意味で、この前ちょっと新聞を見てましたら、農業新聞にこんな見出しの論説が載ってました。「住み続けられる地域づくり、住民力引き出す支援」、書き出しは、地域の暮らしを守るために住民が中心となった課題解決に取り組む地域運営組織RMOが各地で立ち上がっているし、農水省もそれを推進する方向だっていうふうになっています。例えば、農林課の課長は、国の制度が活用できるところはどんどん取り入れていきたいんだという姿勢を表明されましたが、そういう答弁とも兼ね合わせてみても、いろいろな制度、まだ利用できる制度があると思うんですが、そういうものを生かしながら集落の再生産、これからの発展方向を農家を励ますような、そういったものがつくれないだろうかということで、本格的な取組を期待してるわけです。答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、先に何点か一問一答の格好で質問をいただいておりますが、まず全体的に中小農家が頑張ってる中で、町長はどういうふうに思うとんならというような意見もいただいております。これにつきましては、まずは本当に条件不利地です、吉備中央町の農家が持つてる農地というのは。そうした中で本当によく頑張っていたらと、それもほとんど高齢者の夫婦のような方が頑張っておられます。それが、山際の田畑を守っていただくというのをよく見かけます。その守れる一つが、頑張れる一つが中山間直接支払制度、そしてまた多面的機能支払交付金等々があるからこそ守れる。そして、もう一つはありがたいことにふるさと米制度があるから若干でも米作りが頑張れるんだというような声も聞きます。それにしても、よく頑張っていたらと。ただ、これからは後継者ということをしっかり考える必要がございます。そのためには、後継者の方が暮らしていける農業所得の向上が一つです。ただ、それだけを望んで農業をされてる方は今少なくなってます。農業という職種をやりたいという格好の人が他から来られています。そういう方にもある程度農地を提供できる、そのシステムというのが必要だろうと思います。今あり

がたいことに、農林課が個々の農家を回っていろいろアンケートを取ってくれています。そのアンケートの中で、後継者問題であるとか、作物をどういうふうにしたら向上するか、いろいろな問題をいただいております。その問題の一つ一つを町としても、町だけでは駄目です、普及所も要ります、それから県の農林課も要ります、そしてありがたいことに町の農業公社というものがございまして、そこを中心に、ぜひ農業立町を掲げておりますので、農業が末永く継続できるような取組を考えていきたいという思いでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

答弁をお聞きして、町長の願いというんですか、全く農家の願いと一致してるというふうに思います。しかも、先ほども言いましたように、国が本格的にそういう立場に立っていない中で地方はいろいろ苦勞をしてるということの状況もきっと分かっていたらというふうに思います。いずれにしても、何らかの形で全農村集落、あるいは農民を巻き込んだ論議と方向を見いだすための本格的な取組がどうしても必要だと思うんです。ずるずると、ああやっぱりというので個々の農家が次々と諦めていかざるを得ん、そのぎりぎりまで来てるんだという認識を持って、今のこの時期の大切さをしっかりとつかんでいただいて、取組の積極的な提起をぜひして、ああそういう方向で頑張ればもう少し頑張れるかな、次の世代にも託してみたいなと思えるような状況をぜひつくっていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。もしコメントがあれば、課長、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

時間が来てますが、答弁はありますか。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えをいたします。

まず、農業で十分な所得を確保できることが大前提だというふうに認識しております。本町の農業を取り巻く環境は厳しく、また高齢により農業の担い手が減少していることは、将来の集落と農業インフラの持続が困難となっていくことを示しており、議員御指摘のとおり、地域の生き残り策について検討していくことが急務となっております。課題を解決することは非常に難しいですが、丁寧に集落の方の声を拾い上げ、論議を重ねなが



ら、この問題解決に取り組んでいきたいと思ひます。御質問の生産から販売までの取組について、今後JA等の関係団体としっかりと連携を図りながら論議を進めていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

(1番、「以上で終わります。」の声)

○議長(難波武志君)

これで、日名義人君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、渡邊順子君。

○10番(渡邊順子君)

10番、渡邊です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問をいたします。

質問形式は一問一答です。

質問は1点、福祉支援事業についてです。

今年新年早々に能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。心よりお見舞い申し上げたいと思ひます。被災地では、今もなお大変な生活が余儀なくされています。小さなお子さんから高齢者の方まで、苛酷な現実の中においても誰一人取り残されることなく生きていかなければなりません。各地で大きな災害が起こるたびに、人ごとではなく、自分事として考えていかないといけないと思ひます。そうした中、2月11日の山陽新聞で災害関連死についての記事「2割超が障害者手帳保有、東日本と熊本際立つリスク」と大きな見出しで掲載されました。災害関連死とは、当該災害における負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められるものであります。簡単に言えば、災害で直接亡くなるのではなく、災害によるけがや避難生活による健康状態の悪化が原因で亡くなれるということです。その災害関連死の2割超が障害者手帳保有者であるということです。吉備中央町は固い岩盤でつくられていて、ほかの地域より地盤が安定していると言われています。幸いなことに大きな災害もありませんが、そうはいつでもいつどんな災害が起こるか分かりません。万が一災害が発生したときには、あらゆる面での対策が必要となってきます。そういうことを考えたとき、今回私は福祉的支援事業についての質問をしたいと思ひました。

災害時における福祉支援はとても重要です。冒頭に述べたように、災害関連死の2割超

が障害者手帳保有者ということです。災害時には、高齢者や障害者においては本当に命を脅かしかねません。障害者という言葉を使ってあまりいい気持ちはしませんが、障害者の定義として、身体障害者、知的障害者、精神障害者を含んでおります。私の発言で度々障害者という言葉を使いますが、気分を害する方がおられましたら、お許しいただきたいと思います。

そこで、町内に要援護者がどのくらいおられるか、人数の把握はされているでしょうか。また、把握するに当たって要援護者台帳というものがあるかと思いますが、高齢者、障害者の台帳がきちんと作成されていますでしょうか。現状をお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、10番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

要援護者につきましてですけれども、高齢者や障害のある方、乳幼児や妊産婦の方など、特に配慮を必要とする要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方となっております。町では、要援護者の情報を登載しました避難行動要支援者名簿を作成しております。現在この名簿に登録し、災害時に地域や支援者に情報提供してもよいと同意をいただいている方につきましては、667人となっております。ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯につきましてはおおむね登録が完了しておりますが、障害者の方につきましては、相談支援センターや障害者等地域自立支援協議会におきまして避難行動要支援者名簿の説明を行うなど、支援が必要な方の情報をいただき、名簿への登録を進めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

配慮が必要な人、特に支援が必要な人にとって把握されているということでした。課長の答弁の中で、高齢者の方についてはおおむね登録されているということですが、登録者の中で災害時に情報提供してもよいと同意されている方が667人いらっしゃるということは、登録されている方が同意されているということだと思えます。では、同意されていない方がいらっしゃると思えば、その方々は台帳のほうに登

録されていないというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

名簿には登録されておられませんけれども、民生委員さんが調査していただく中で提供の同意されてない方はおられるというふうに聞いております。その方への支援でございますけれども、民生委員さんが情報をお持ちですので、災害時につきましては民生委員さんやケアマネジャーなどと連携して対応を行なっていきたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

民生委員さんの力が大きいというふうに聞こえましたが、登録に至っていない方においては情報や状況も把握されているということについては少し安心もしたところですが、何かあったときには民生委員さんだけに頼ることなく、周囲の方との連携が必要になってくると思います。決して取り残されることなく支援できるようにお願いしたいと思います。

高齢者の方については、先ほどの答弁にもありましたが、おおむね状況を把握でき、台帳も作成できているということですが、一方障害者の方についてはまだこれから進めていくということだとお聞きしました。障害のある方は障害も様々で、本人の意思確認ができる方もいらっしゃれば、本人に代わって家族の方の確認も必要になってくる場合もあります。ぜひ大変だとは思いますが、台帳はなるべく早く作成できるように努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

また、台帳の作成とともに、その整備の仕方や取扱いはどのようにされているのか。高齢者と障害者の台帳ですが、障害者もいずれ高齢者になっていきます。いわゆる重複の場合も出てきますが、この管理のほうも大変ではないかと思いますが、そのあたりの台帳整備、取扱いはどのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

名簿につきましては、毎年民生委員の御協力により地域ごとに調査確認いただき、収集した情報によりまして更新を行なっているところでございます。また、地域包括支援センターから独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の情報も収集いたしまして、随時名簿の更新を行なっているところです。

取扱いについてでございますが、個人情報になりますので、民生委員へは正当な理由がなく他に漏らさないこと、目的外に利用しないことをお願いしております。また、情報の紛失がないよう適正な管理をお願いしているところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

台帳の整備について、毎年調査確認をされながら情報の更新を行なっているということですが、先ほど話しましたけども、台帳の登録に至っていない方の意思確認も再度行なってほしいと思います。大変な作業だとは思いますが、重要なことですので、漏れなく行なってほしいと思います。台帳の取扱いに関しては、課長も申されたとおり、言うまでもなく個人情報ですので、しっかりとした適正な管理をお願いしたいと思います。

では、吉備中央町で大きな災害はないにしても、ここ近年豪雨による避難が時々あります。そのときに、実際に避難される方もいらっしゃいます。そこで、災害時における避難体制、避難計画は整っているのでしょうか。実際に災害が起こってしまったとき、現場が慌てずに行動できることが重要です。そのためには、自主防災組織、民生委員、ボランティアの役割も大きいかと思います。その役割を行政としてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

避難につきましては、原則としまして住民が自主的に行うものとしております。避難に

当たっては人命の安全を第一に、できるだけ自主防災組織、自治会ごとで集団避難を行うものとし、段階に応じて負傷者、障害者、高齢者、乳幼児等の避難を優先して行うこととしております。避難行動要支援者の円滑な避難体制の構築のためにも、地域の実情を把握している自主防災組織、自治会等と連携いたしまして、避難行動要支援者名簿を基に、本人、家族、関係機関が話し合い、避難時のルートや避難方法等について定めます個別避難計画の作成を今後進めていきたいというふうに考えております。

それぞれの役割についてでございますが、自主防災組織につきましては、地域内の安全点検や防災知識の普及啓発、防災訓練の実施とともに、災害が発生した場合は避難者の誘導、避難所の運営といった活動を行うなど、重要な役割を担います。民生委員につきましては、平時においては地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに御協力いただくとともに、災害時には各地区の避難行動要支援者名簿を持たれておりますので、要援護者の安否確認、家族等への連絡等をお願いするということになります。ボランティアにつきましては、災害発生時には行政の支援がすぐに届かない場合も想定されます。御近所同士で助け合う地域づくりのためにも、日頃から防災や地域での協力体制につきまして考える意識を持っていただきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

おっしゃられるとおり、いざ災害が発生すると、避難に関しては自主的に行うものではあるとは思いますが、自主的に動こうとしてもなかなかできづらいのが高齢者や障害を持っておられる方だと思います。そこで、地域の連携が必要になってくると思います。先ほど、課長が丁寧に説明していただきましたが、自主防災組織や自治会、また民生委員さん、ボランティアなど、地域の実情を把握している方々それぞれの役割を持って、その方々のお力が必要になってくると思います。個別避難計画の作成を進めていくとおっしゃられておりましたので、これは本当にぜひ必要ですので、進めていってほしいと思います。

災害時はもちろん、日常生活においても緊急事態が発生することがあるかと思えます。福祉を簡単に言うなら、幸せです。特に、公的扶助による生活の安定や充足、また人々の幸せで安定した生活を公的に達成しようとする事です。簡単に幸せと言っても、幸せはそんなに簡単なものではないような気がします、今私たちが何不自由なくこうして生き

ていられるのは、幸せの何物でもないかもしれません。この何不自由なくというのが問題で、この不自由さを感じておられる方に手を差し伸べることが福祉なのかもしれません。しかし、何でもかんでもという訳にはいかないと思います。私も障害を持つ子どもがおりますし、近くには住んでおりますが、90を超えた母親もいます。高齢者や子どもを抱える私たち世代が倒れたりしたとき、そういうことを考えると、不安で仕方がありません。地域や各御家庭で、高齢者や認知症、ひきこもり、障害児、障害者を抱えていらっしゃる方、そして高齢者世帯、老老介護者世帯、このお世話される方に何かあったとき、これは本当に緊急事態です。そして、家庭内で虐待が発覚したとき、またヤングケアラーの家庭もそうですが、これらの状況は民生委員さんなどからの情報共有はどの程度できているでしょうか。何らかのサービスを受けている人、受けていない人もいらっしゃると思いますが、連絡体制や連携などが必要だと思いますが、現状はどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

現在、緊急時における体制といたしまして、福祉課、地域包括支援センター、保健課、子育て推進課など、関係各課と連携し、支援を行なっているところでございます。町のどの窓口においても一体的な相談並びに支援につながるよう情報共有をし、連携を図っているところであります。また、当事者や支援者と一緒にケース会議などを実施し、当事者の意思を確認しながら支援を行なっているところであります。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

緊急事態の対応として、福祉課、地域包括支援センター、保健課、子育て推進課など、各課と連携しているとのこと、一体的な相談や支援ができるように情報共有や連携を行い、支援体制の構築を図っていることは理解できます。そこでですが、次の質問で重層的支援体制整備事業についてお尋ねします。この言葉は、なかなか聞き慣れない言葉ですが、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が整備されました。この事業は、市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支

援体制を整備するための事業です。吉備中央町でのこの事業への取組をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉法の改正により、社会福祉法第106条の4におきまして新たな事業として創設され、令和3年4月から施行されております。相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止めます相談支援、社会とのつながりをつくるための支援を行う参加支援、住民同士の支え合う関係性を育み、地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指す地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業とされております。

本町におきましては、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民の参画により、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていきます地域共生社会の実現を目指し、事業の実施に向けた準備を令和6年度から進めていきたいと考えております。まずは、関係各課や社会福祉協議会などとともに、この事業につきまして共通認識を持つとともに、今後町のあるべき姿につきまして協議を始めていきたいと思っております。分野を越え、課を横断した連携体制の構築に向け、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

この事業は、福祉を一体的に考えて行うサービスのような気がします。吉備中央町では、福祉の町とうたっています。個人的には、福祉サービスがどんどんよくなってきているとは感じています。何かあったときには窓口に行けば何とかかなっていますが、困ってはいるけれど、どこに相談に行けばいいのか分からないときもあります。そういうときには、役場に行けば総合案内で尋ねることもできます。窓口で担当課の紹介につなげていただけることもあります。しかしながら、たらい回しとまでは思いませんけれども、吉備中央

町は庁舎が2か所に分かれていて、教育委員会は別の場所、社協も離れています。先ほどもしましたが、福祉は幸せです。人々の幸せで安定した生活を公的に達成しようとする事を考えると、1つの窓口に行けばそこに全ての人がそろっていて、そこから詳しいことは各担当課に話が持っていけるような、そんな窓口ができれば、もっと住みやすい町になるのではないのでしょうか。先ほどの答弁にもありましたが、重層的支援体制整備事業に向けた準備を令和6年度から進めていかれるとのこと、分野を越えて各課を横断した連携体制の構築に向けて検討を進めていかれるとのこと、ここで昨日同僚議員からの質問にもありましたが、内容は違うにしても、窓口は違えど、福祉の町というところで、ここでも専門窓口ができればと思っております。なかなか小さい町でこういうことは人材も必要になってきますし、厳しいかと思いますが、これができると画期的な事業になるのではないのでしょうか。福祉は、今注目を浴びています。本当に誰一人取り残されることなく、みんなが幸せになれる、そんな吉備中央町になっていけるような気がします。これからのことですが、そういうことができると、住民全ての方の幸せにつながると思います。ぜひ足踏みのないよう進めていくべく検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。福祉は、再度申しますが、全ての人の幸せにつながっています。ぜひ期待しています。

これで私の質問は終わります。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩します。

午前10時41分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。

質問の形式は、一問一答です。

質問は、災害時の避難所・福祉避難所の対応について、デジタル田園健康特区事業の医



療分野での取組についての2点です。

まず、最初の質問です。

さきの能登半島地震では多くの方が被災され、避難所での生活を余儀なくされておりました。東日本大震災や熊本地震などの地震災害だけでなく、大雨による自然災害も度々発生しており、そのたびに避難所の環境改善が取り上げられてきました。それにもかかわらず、今回の地震でも様々な混乱が起きてしまっていました。私たちの暮らすこの町は、日本一地盤が安定していると言われております。しかし、非常時の備えや心構えは常に持っていないければなりません。私は、以前の一般質問で、南海トラフ巨大地震が発生した場合の町の対応や避難所について質問を行いました。県の防災マップを見ると、南海トラフ巨大地震が起これば、吉備中央町の予想震度は5弱、一部では5強となっております。液状化の危険がある箇所も町内に点在しております。当時の答弁では、平成25年7月に県が公表した被害想定調査では、本町の建物被害は半壊が3件、水道の断水が約100世帯、停電は2,000世帯、これを総合的に判断すると、建物の倒壊による直接的な人的被害は発生しにくいですが、ライフラインの被害が多数発生し、その復旧には多くの時間、費用、労力がかかることが想定されるとありました。何だかちょっと3棟というのは現実とはかけ離れているような気がしないでもありません。あくまで予想震度ですが、実際に地震が起これば、耐震精度が十分でない古い家屋も多いことから、ある程度の被害が出ることは当然予想されています。本来なら耐震診断をして必要な補強をすればいいのですが、費用も大変かかるため、全ての家屋でという訳にもいきません。そのため、大きな揺れがあった場合には自宅での生活が難しく、避難所へという方が出てくることは当然予想がつきます。そこで、お尋ねします。

震度5弱の地震が起きたと仮定し、町では自宅以外への避難者数についておおよその概算予測は立てていらっしゃるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、6番、河上議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害発生時の避難者数の概算予測はできているのかということですが、まず地震発生時における町職員の対応についてでございます。震度4以上は警戒本部、震度5弱

以上は特別警戒本部を設置し、指定職員を招集いたします。そして、震度5強以上につきましては災害対策本部を設置し、全職員を招集する体制となります。

避難所での担当職員数についてですが、吉備中央町防災計画の中で避難所運営を担う民生班として、保健課、福祉課を中心とした複数の課の職員が対応してまいります。避難所を開設した場合、民生班の職員が本部と連絡を取りながら現場での対応を行なってまいります。

各避難所への避難者数の予測についてですが、それぞれの避難所における収容人数につきましては、施設の規模を勘案した人数を定めております。しかしながら、地震・災害の規模、あるいは発生状況により避難者の想定は困難な面もあり、なかなかそこまでの人数の想定が把握できていないのが現状であります。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

なかなか概算としても想定は難しいとは思いますが、たしかすぐ参集というすばらしいシステムがありますので、できるだけ多くの職員さんが集まってくださることを心から願うばかりです。

では、さきの地震でも問題になった避難所の環境面の配慮や対策についてお伺いしていきます。

災害発生時の避難先として、自治会や自主防災組織を中心とした指定緊急避難所、公共施設を利用した指定避難所があります。しかし、先ほど伺った人員配置から見ても、よほどの大災害でもない限り、全ての指定避難所を開けることは困難だと思います。令和3年の豪雨の際にも、ふれあい荘と総合福祉センターの2か所が避難所として開設されています。多くの災害の場合、体育館などが避難所となることが多いのですが、私はできることならこういう畳敷きの施設が望ましいと考えています。さきの地震でも、避難所での冷えや環境変化から体調を崩してしまうことや心理面での強いストレスも災害関連死に至る要因であり、それを防ぐことが大きなテーマと言われていました。今後、避難所での処遇の見直しは急務だと思いますが、どのように対策を進めていかれるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

災害関連死の防止についてでございますが、個々により様々な事例や症状がありますので、一概にどういった対応がいいのかは難しいところではあります。そうした中でも、災害を起因とする急激な環境変化によって心的要因が引き起こす症状が多いのかと思われます。町としてできることとすれば、避難所においてよりよい環境をつくること、専門スタッフによる心理カウンセラーや相談できる仕組みづくりなど、小さな町だからこそできる職員一丸となり町民へ寄り添ってあげられることが必要なことだと感じております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

職員皆さんで町民の方に寄り添っていただく、本当に大切なことだと思います。

では、先ほど言った畳敷きの話ですが、たとえ畳敷きのところを避難所としたとしても、じかに床にお布団を敷いていって過ごすということは、高齢者さんにとっては大変起き上がりにくく、体を動かすのが次第におっくうになりがちで、機能低下を招きやすくなります。また、感染予防の観点からいっても、床に近い状況で過ごすことは、傍らを人が歩くことやほこりや細菌を吸い込んでしまい、そのために感染症のリスクが上がってきます。そのため、全ての避難者の健康を守るためにも、段ボールベッドやパーティションなどが必要と思います。そこで、備蓄品についてお尋ねいたします。

令和4年6月の時点では、簡易段ボールベッド、パーティションとも60セットずつ用意されており、順次備蓄量を増やすとのことでしたが、現状はいかがでしょうか。また、その他の備蓄品についても概要をお知らせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

町内の公民館など、主たる避難所に対しまして一定数の備蓄品を提供しております。ただ、現在町は備蓄計画を定めていないので、避難人数に応じての備蓄数は準備ができておりません。議員がおっしゃられますように、優れていない環境のところも多くあろうかと

思います。近年は、ベッドやパーティションなどといったものも、機能性、利便性、安全性などを考慮された様々なタイプのもものが市販されてきております。今後は、避難所の現状に即した、よりよい環境提供ができるものを検討してまいります。また、備蓄食料や生活用品については消費期限があるので、なかなか大量の備蓄を行うことが困難であります。しかしながら、ある程度の備蓄量は必要でありますので、期限が近づいたものはほかでの活用を図りながら、定期的に更新のほうを行なっていき、いざというときに困らないよう計画を持って進めていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

じゃあ、備蓄とかその他備品についてもよろしくお願ひしたいと思うんですが、特に今回の地震において避難所の問題で取り沙汰されたのは、とかくなおざりになりがちな女性への配慮でした。着替えをする場所、それからトイレ、授乳、それから洗濯物を干す場所まで、すごく女性としては気になる場所です。そしてまた、生理用品とか下着の配布についても、男性職員のいるところでは受け取りにくい、そういったいろんな面もあります。つらい状況だからこそ、そういう細かいところの配慮も必要だと思います。そういった面もしっかり考慮した上での避難所の計画をお願ひしたいと思います。

では次に、福祉避難所についてお尋ねします。

先ほどの同僚議員の質問にも出ましたが、高齢者や障害者、乳幼児ほか、特に配慮を要する方などのいわゆる要配慮者ですね、こういう方を安全に滞在させ、支援できる施設として町内の福祉法人の施設7か所が指定されています。しかし、今回の震災でも明らかになったように、水道や電気などのインフラが被害を受けた場合、自社の入所者を守るのさえままならず、ほかに移送してしまうケースもありました。実際に、一部でも受入れができたのは2割程度だったと聞いています。先ほど、同僚議員の質問の中にもありましたが、災害時に避難が必要になったときに配慮を要する要配慮者の中で、さらに特別な配慮を必要とする要援護者は六百数十名、要援護者の中でも状況によって施設でなければ対応できない方と実際に福祉避難所を利用される方の数、これはなかなか把握しにくいものです。利用者の実数は災害の状況によって大きく変わると思うのですが、各福祉避難所での本当に対応できる最低限の数は把握しておく必要があると思っておりますが、こういったことの連携は取れているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

要配慮者につきましては、議員おっしゃられますとおり、高齢者や障害のある方、乳幼児、その他特に配慮を要する方となっております。また、福祉避難所の受入れ対象者としてしまして、障害者の方、高齢者等で食事や排せつ、移動等が一人でできないなど、要介護度が高い方、人工呼吸器や酸素供給装置等を使用している難病患者の方、乳幼児、妊産婦等の方で、一般の避難所での長期の避難生活が困難な、在宅の要介護者になると思われまます。現在、町におきましては、災害時に自力で避難することが困難な方につきまして、連絡先や配慮事項などの情報を掲載しました避難行動要支援者名簿を作成しております。福祉避難所を必要としている要配慮者につきましては、今後この名簿の更新時などにおきまして把握に努めてまいりたいと考えております。

本町の福祉避難所の受入れ可能人数でございますが、現在4つの社会福祉法人の7事業所と協定を結んでおります。現在お聞きした範囲では、各社会福祉法人におきまして15人から20人程度の受入れということでございました。人数につきましては、災害時の事業所の空所状況等によって変動することにはなると思います。平時より町と施設管理者間で情報を共有しながら、連絡を取り合っておくことが大変重要であると考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

私も施設勤務のときに受入れをしたことがあるんですが、たまたまショートステイの部屋は空いてました。ですが、受け入れられたのはたった1人でした。満床の場合が多い、こういった施設では、会議室とか、そういうところに予備ベッドを入れて受け入れることが最低そういうことなんだと思いますので、もう一遍話し合っ、て、人数の把握はしっかりしといたほうがいいとは思っています。

では次に、福祉避難所では、非難された方の相談とか支援における助言を行う体制が必要とされています。それを担当されるのは、その施設職員の方なんでしょうか。それとも

担当課の職員さんとか、あるいは包括支援センターのケアマネジャーさんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

福祉避難所を開設したときは、町から福祉避難所担当職員を派遣し、管理者等の協力を得ながら管理運営に当たることとなります。配慮が必要な方が適切に福祉避難所を利用できるよう、町の担当者、包括支援センター、ケアマネジャー、保健師等で協議を行うこととなります。福祉避難所での相談支援につきましては、施設職員だけでなく、町職員並びに関係機関等の専門職が連携し、相談支援に当たっていくことが必要であると考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、障害者の中でも難病などの内部障害者の方は、これは県が情報を持っていらっしゃると思います。そのため、なかなか自分から町のほうへ向かって相談しないと、要支援者台帳に載らないとされています。県でも、災害に備えて個別の避難プランの作成を進めていると伺いましたが、こちらのほうは連携は進んでいるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

内部障害の難病の方につきましては、県の担当保健師が把握されております。避難時に支援が必要な方の情報は県からいただいております。今後も、県との情報共有を行い、御本人の同意が得られた場合につきましては個別避難計画の策定を行なっていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

災害のときにおいても誰一人取り残されることがなく、悲しい思いをする人がいなくなるように、日頃の備えは大事だと思います。幾ら私たちの町が堅牢な地盤の上にあるといっても、大きな災害になるとそのリスクは変わらないと思います。それだけでなく、私たちの町はよそからの受入れが多いのではないかと私は思っています。岡山市とか玉野市、倉敷市の沿岸部の被害が万が一大きかった場合、避難先としてチョイスされるのは我が町ではないかと思えます。そういうことも十分に考えた上での大きな避難計画も今から立てておくべきではないかと思っています。

そして、先ほど伺った福祉避難所ですけど、これは本当に必要とされてる方に必要なケアを提供しなければならないので、今夜なんですけど、私が主催する地域の医療福祉関係者でつくる青い鳥の会なんですけど、こちらで能登半島地震の現場で活躍されているe p oおかやま笑顔プロジェクトの村上浩司代表をお招きして、リアルな現状と平時における備えや心構えについてのお話をさせていただきます。こういうことで福祉関係者、医療関係者が日頃から共有をしていくということで、いざというときの安全が守られるならと思って、お招きをしております。

特に、町のほうとしては、被害把握を予測しろというのは大変難しいことでは、個々に備蓄を持つことや自主防災避難組織ができてない地域にしっかりと呼びかけをすることなどの対策を通じて、皆さんの安全を守っていくようにお願いしたいと思っております。

それでは、テーマを変えて、デジタル田園健康特区事業での医療分野での取組についてお尋ねしていきます。

救急病院が町内にない、いわゆる医療過疎のこの町に住む私たちにとって、思わぬ事故や急病に見舞われた際、救急搬送に1時間近くもかかることは本当に命の危機に関わる深刻な問題です。それだけではなく、年を重ねても医療インフラが脆弱な地域で暮らし続けることができるだろうかという漠然とした不安が付きまとうことでもあります。デジ田事業で進められている医療分野での様々な取組は過疎地域で必要とされているものなのですが、残念なことに町民の方の理解が広がっていないのです。できることなら、誰もが自分事、身近なこととしてぜひ知っていただきたいと思えます。先ほどの質問でもありましたが、新年度のデジ田事業としてきびアプリの普及充実が上げられています。残念なことに、登録者数が思うほどには伸びていません。その原因として、1つはきびアプリの利便

性、有用性が理解されておらず、使ってみようかという動機につながっていないことではないでしょうか。もちろんこれから改良を重ねて、もっともっと利便性の高いものになっていくのだとは思いますが、登録者数がまだまだ少ない現状では、改良につなげるための意見の収集自体が難しいように感じます。まずは、現時点でどのように使えるのか、どのような利点があるのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、6番、河上議員の御質問についてお答えいたします。

2月末現在のきびアプリの登録者数は810名となっております。

きびアプリは、1つのアプリから町の情報、健康、母子健康手帳、暮らし相談、買物、移動サポート等の複数のサービスを利用することができる町民向けポータルアプリであります。そのため、複数のアプリをダウンロードする必要もありませんし、メールアドレスとパスワードさえ入力すれば、スマホやパソコン等、どのような端末でも利用することができることになっております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

スマホは、今では日常生活において最も身近な道具の一つだと思います。皆さん持ち歩いている方は、ほとんどの方は肌身離さずお持ちになっていると思います。この中に健康情報、つまり受診歴や服薬情報を入れておけば、急にかかりつけ医以外に受診する必要が起ころうとしても、正しい医療情報を先生にお伝えすることができるようになっていきます。さきの能登半島地震においても、また過去の大きな災害においても、医療インフラの混乱を受けて、多くの救急医の方が現場に駆けつけ診療に当たっておられました。つまり、かかりつけ医ではない初対面の医師による診察を受けるケースが多く見られたということです。本人の不確かな情報だけでは判断が難しいことや服用している薬が分からず対応に苦慮するケースが多く発生したと聞いています。これを我が町に置き換えて考えてみたいと思います。高齢化が進み、独居、あるいは高齢者のみの世帯が増えています。救急車で運ばれる事態が起こったとき、本当に自分の、あるいは御家族の情報をうまく伝えられるでしょう



か。運ばれる先は都市部の救急病院で、診てもらうのは初めて出会うドクターです。果たして、医療情報を正確に伝えることができるでしょうか。そのため、総務省消防庁では、マイナンバーカードにひもづけされている医療情報を救急医療の現場で、もっと言えば、救急搬送中に情報を得て、医療現場で早く的確な治療に役立つようにしようと考えています。この秋をめどに、マイナンバーカードに健康保険証がひもづけされます。マイナンバーカードを医療機関で保険証として利用したことがある方は御存じでしょうが、読み取り機器にカードを入れ、顔をかざすと、顔認証ができ、診察が受けられます。救急搬送時にも、保険証がひもづけされているマイナンバーカードがあれば、たとえ意識がない状態でも、救急隊員がカードリーダーで読み取り、情報を医師のもとへと送ることができ、早く適切な処置を受けることができます。これをオンライン視覚確認システムといいます。また、入院が必要になっても、支払う医療費の高額医療費限度額認定証をわざわざ役場に取りに行かなくても自動的に証明ができ、支払い時の負担が減る利点もあります。もう一つ言えば、今所得税の申告が行われていますけど、そこで医療費控除を受けるとき、たくさん領収書を整理して、順番に台紙に貼り付ける、この複雑な手続が要らなくなります。マイナンバーカードとひもづいていれば情報がそちらのほうに入ってくるので、こういった作業がなくなるという利点もあります。そのためにも、マイナンバーカードの取得と保険証のひもづけは必須条件なのですが、現在の状況のほうはいかがでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードと保険証をひもづけることでマイナンバーカードが保険証代わりになり、保険証を持ち歩くことが不要になるほか、医療機関での受付が容易になり、過去の健診データが共有されるのでスムーズな診察が可能になると考えております。現在、町民のマイナンバーカードと保険証のひもづけ割合につきましては、残念ながら本町では分かりかねますが、担当課へ確認したところ、2月25日現在のマイナンバーカードの申請率は86.7%、交付率は78.4%と、いずれも高い数値となっております。また、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけ手続につきましては、マイナンバーカードを発行する住民課や医療機関、薬局、コンビニ等においても可能でございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

かなりの方がマイナンバーカードを取得してくださってるということで、ぜひ保険証のほうともひもづけをお願いしたいと思います。

では、せっかくのそのカードを持ち歩いていない場合、たまたま持ち歩いていなかった場合、どう対応すればいいのでしょうか。きびアプリのメニューの中にあるんですけど、その中のマイナポータルにひもづけをしておけば、カードを持ち歩いていなくても同様の対応が取れます。これができれば、きびアプリの大きな利点になります。きびアプリは、今のところ自分には必要がないから使わなくてもいいとかと言われる方もあるんですけど、緊急時に自分を守るためのお守りとして、そういう機能をもっともっとアピールすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、きびアプリ内にはマイナポータルと連携できる機能がございます。マイナポータルと連携することにより、本人の薬剤情報、特定健診、医療費、妊産婦乳幼児健診、予防接種情報等が医療機関等と共有できることとなります。また、今年度末にはこれらの情報がQRコード化され、救急搬送時や遠隔診療時にも共有されることとなりますので、本町の医療体制の拡充に資するものとして強力に推進及び周知を図っていく必要があると考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、その大切なきびアプリなんですけど、その普及が進まないもう一つの要因は、アプリのインストールに大変時間がかかっていることではないでしょうか。セキュリティーを強化するためには仕方ないことだとはいえ、複雑なパスワードやメールの設定は、ふだんそういうものを使い慣れていないと、やや難しい。そのために必要なサポートを受けな

がらでないといインストールができないと、こういうことになっていると思います。もちろんこれ以上使いやすく改良を加えていただくようお願いはしたいんですが、今の時点マンツーマンでインストールをしていますので、この状況ではなかなか登録者の増加にはつながっていきません。これは一案なんですけど、先日参加した議会に導入されるタブレットの使用説明会とか公民館でのスマホ教室を見ていて思ったのですが、しっかりとした手順を押さえながらサポートしていただければ、ある程度の人数の集団に一斉にインストールし、使い方を説明するのは可能だと思います。昨年、デマンドタクシーのお知らせにふれあい荘などの集いの場に度々伺いましたが、その際気づきました。私が思ったより、高齢者の方は、本当にこれは言い方は失礼なんですけど、スマホを上手に使いこなしておられました。スマホのスケジュール帳をこう見せ合いながら、デマンドタクシーツアーの日程を話し合っているのを見て、高齢者の方はスマホが苦手で使えないのではなくて、使う必要があればちゃんと使えるということがよく分かりました。スマホ教室の3月のメニューを見てみても、カメラ撮影と編集で、内容も高度になっております。それにもかかわらず、参加者は毎回定員オーバーの盛況とのことでした。ここまで来てるレベルならば、まとまった人数でも、モニター画面を1つずつ追いながら操作を確認していけば、自分でインストールすることは可能だと思います。人任せでなく、自分でできるからこそ自信がつきます。使ってみようとも思います。そのような機会をぜひ設けていただきたいのですが、こちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

きびアプリのインストール手続には、氏名、住所、生年月日等のほか、メールアドレスとパスワードの設定、入力が必要となります。デジタル環境に慣れた方でしたら、スムーズに手続を行うことは可能と考えておりますが、不慣れな方にはどうしても時間と手間がかかってしまうと考えております。現在、吉備中央町インクルーシブスクエアのスタッフが各公民館やサロン等を訪問して一人一人に丁寧に説明し、インストール作業を行っております。お手持ちのスマートフォンの端末のスペックにもよりますが、パスワードの入力を指紋や顔で代替入力できる生体認証の機能も新たに付け加えております。引き続き丁

丁寧な説明及び対応を心がけるとともに、少しでもインストール時の負担が軽減できるよう工夫を重ねていく所存です。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ぜひそのような工夫のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

もちろん誰一人取り残さないためにも、高齢者でスマホをお持ちでない方の対策も必要です。幸い、来年度予算で65歳以上の独り暮らしの方へのWi-Fi整備が盛り込まれています。たしか、貸出用のスマートフォンも用意されていますよね。スマホをお持ちでない方に貸出しをして慣れていただければ、デマンドタクシーを予約したり、バーチャル商店街で買物ができるようになり、生活の質が上がるのではないのでしょうか。また、自分で既にインストールできる方や既にアプリをインストールされていらっしゃる方へもっともっとさらなる利用を喚起する必要があると思いますが、こちらのほうの対策はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

昨今、急速にデジタル社会が進展する中で、スマホ、端末等を持たない方への対策は必要であると考えております。現在、吉備中央町インクルーシブスクエアにおいて、スマホを所有していない方向けの講座や1か月間のスマホ無償貸出しの取組を行なっております。利用者からは、こんなに便利だとは思わなかった、想像していたよりも操作が簡単だったという声が多く、その後のスマホの購入手続に進む方が存在しているとお聞きしております。また、既にきびアプリをインストールした方の利用促進の取組も行なっているところであり、買物メニューの充実や移動サポートの周知を強化するほか、先日行なったウエルビーイングアンケート調査で明らかになったことですが、町の情報を見たいという声が多かったことから、きびアプリ内の町の情報メニューをより充実し、町民が欲しがっている町の情報を見やすく充実していこうと考えております。また、きびアプリでの買物支援として、オンラインショッピングサイトである吉備中央商店街で、町商工会のベリーぐ

っどポイントの残高、へそP A Y残高が見えるようになっており、きびアプリでの買物等においてベリーぐっどポイントを利用できるようにもなっておるところでございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

昨日の新聞でしたかに出たんですが、先ほど課長のほうは年度末って言われたんですけど、5月末からはきびアプリにマイナンバーカードをひもづけすると、共通診察券I Dと称するQRコードが配置されて、それが利用できるようになってるそうです。このQRコードをスマホの壁紙に設定したり、何かシールのようなものにして身近な何かに貼り付けておくと、救急隊員が持っているi P i c s sの端末で読み取ることができ、きびパーソナルヘルスレコード、皆さんの健康情報ですね、それに格納されている既往歴や投薬歴、アレルギー情報などの医療情報が救急医療機関に送られる画期的な取組が始まります。また、岡大が中心となっで行なっている遠隔診療でも、このQRコードが利用されることで診察券の代わりとなります。現在、デジ田で進められている遠隔医療は、町内にいながら岡大の診察が受けられる画期的な取組です。多くの診療科が参加を予定しており、度々の長距離の通院や待ち時間の負担がなく高度な医療が受けられるようになります。そういった利便性を享受するためにも、きびアプリ、マイナンバーカード、QRコードの3点セットの準備が必要です。そして、将来的にはかかりつけ医での利用へと広がり、遠隔診療者の導入につながれば、自宅で医療を受けることができるようになるということです。町として、このようにあらゆる年代の町民の方々にとっても有益である取組をしっかりと広報し、理解を得ながら進めていくべきだと考えていますが、どのような方策を取るように計画されているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、きびアプリ上でマイナポータルと連携することで、その情報をQRコード化して救急隊や医療機関が読み込み、革新的な医療体制の充実を図ることにつながります。この取組を進めるためには、いつか訪れるかもしれない御自身の救急

搬送や遠隔診療を自分事として捉えていただくことが重要と認識しております。そのためにも、本取組の説明を町職員全員が理解し、それを町民の皆様に発信することが効果的であると考えております。いずれにしましても、町一丸となってこの取組を推進していく所存でございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今課長がおっしゃったように、ぜひとも町内の皆さんにこのことが広く理解されて、自分事として利用されるように取組のほうを進めていってほしいと思っています。

では、国のデジタル田園健康特区事業の指定によって、町では医療福祉を中心に据えた取組が次々と動き出しています。私が思う何よりありがたいことは、岡大病院との連携です。本事業において、町内での基幹病院となる吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、長年常勤の内科医の不足に悩まされてきました。しかし、この提携により、念願だった内科医が岡大から着任され、内科診療が充実しております。職員の充実に必要な宿舍の整備に関しても、岡大との連携ができたことが大いに評価され、来年度から3か年計画で一部建て替え工事が始まるそうです。また、この事業では、看護師の充実に必要ですが、私の一般質問でも何度か取り上げてお願いをしてきた看護学生の看護師養成奨学金貸付事業が来年度予算に計上されており、看護師確保に大いに役立つと期待しています。看護師の養成には時間がかかりますが、この奨学金で地域医療に携わる看護師たちが育ち、そしてこの町に定着してくれば、基幹病院である吉備リハの内科入院病棟が再開されるのはもちろんですが、将来にわたって我が町の医療の充実に寄与してくれるであろうことをとても楽しみにしています。

ちなみに、デジ田事業で既に導入されたものを上げていきますと、高齢者施設などの入所者を緊急搬送する際に患者情報を医療機関に伝達できる i P i c s s の運用です。患者情報シートを写メで撮影し送信するだけで患者情報が医療機関に送れるので、送り出す施設側の負担の軽減、受け入れる側の医療機関での患者情報の把握と受入れ準備に役立っていると聞いています。小・中学生の歯科健診では、その結果を集積し、今後の健康増進のために役立つ歯科クラウドという取組が始まっています。母子手帳のウィラバは、いつも持ち歩くスマホに情報が入られるため、外出先で急に受診が必要になった際、紙の母子手帳を持っていなくても、すぐに情報が取り出せる利点があります。また、関連して、

吉川にできた木のぬくもり助産院も、デジ田事業を通じて岡大の産科と提携ができました。助産院としては初の提携だそうです。町内で赤ちゃんが産め、周産期を含めてのケアの体制が整ったことは、隣接地域での出産ができる施設数の減少の不安や遠距離の移動によるリスクを減らすことができます。ママや赤ちゃんの安心・安全につながっていきます。これは、町内在住の方だけでなく、この町へと移住を考えていらっしゃる若い世代にも大きなポイントになると思います。他の市町村に負けない充実した子育て支援策がある町を町内で我が子を産み育てることができる町として、大いに胸を張ってアピールしていただきたいと思います。そして、新たに始まるのは、岡大病院との連携で行う遠隔診療です。これは既に下加茂診療所内に整備され、先日テスト運用が行われました。私も見せていただきましたが、通信状況も良好でした。今後、糖尿病や睡眠時無呼吸症候群などをはじめ、多くの診療科が参加されるとのことです。やがてこの取組がほかの病院や医院にも広がれば、通院の負担が大いに軽減されると思います。ほかにも、報道で何度も取り上げられた救急車内での救急救命士によるエコー検査の実施に向けての規制改革の準備、救急救命士の訓練や走行実験も既に始まっています。なかなか全ての町民の方に身近で目に触れることが少ないため、何をしようんか分からんとか、何の役に立つんか分からんという声を伺うのも残念ながら現実です。私たち医療関係者は大いに期待を込めて待っているのですが、これを町民の皆さんが我が事として納得し、医療環境の整備のために進めてほしいと思えるような明快な説明が必要だと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

デジ田の推進によって町内の医療に関することがどう変えられるのか、またそれが町民にとってどのような恩恵をもたらすのかを町長の言葉で語っていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このデジ田の取組は、紛れもなく、今議員が言われたとおり、着実に町民の方々の、特に医療サービスの提供の充実につながっています。その充実を我々はもっと住民の方に広める必要がございます。その内容を知っていただくと、これは少し他の町とは違うなど、これはこの施策に乗って前向きに考えようという気持ちになっていただければ私は確信しております。ぜひこのPR、また周知に向けて、いま一步ギアを入れ替えて、頑張っ

いきたいと思います。多分通告でもまた私に夢のようなことを言えというような質問が来るんだらうと思います。そのときには、また私の思いを言わせていただきます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、町長が振ってこられたので、お尋ねします。

町長が描いていらっしゃる町の医療の将来のビジョンはどのようなものでしょうか。すぐに実現が難しくても、いつかは町民の安心のためにこのような医療の形にしたい、こういう形に持っていきたい、そういう大きな大きな夢でも構いません、夢も口にしなければなりませんのでね。デジ田の優位性を活用しながら、その夢に向かって進んでいけるような、町民の皆さんが希望と期待を持って応援ができるような将来像、そして目標をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私は、本来大風呂敷とかおおぼらとかということは好きではございません。しかしながら、夢を語るということは大事なことだと思います。夢が語れないようなものは実現しないという思いでもございます。今、想像し、描く将来像は、一言で言いますと、町民一人一人が健康で、笑いの中で心豊かに暮らせる町というのを夢描いています。例えばの話、一人一人が健康観察は自動的に医療機関に伝わって、健康確認を日々していただくと。また、診療が必要なときには、家において、自宅のモニターでお医者さんに診察をしていただくことができる。そして、緊急のとき、どうしても大病院に行かないといけないというときは、これも思い描いてる夢ですけど、空飛ぶ救急車がそれぞれの自宅に来てくれて、少なくともどんなに遠くても10分以内にそれぞれの大きな病院に搬送してくれるということを今夢のように描いておりますが、ただ今のことは、今のスピード感を持ってしますと、案外夢でなくて、実現が早いのではなかろうかというふうに思っています。そして、現実的なことを少し言いますと、近い将来間違いなく2024年問題があります。これは、働き方改革の中で、医師においても、そうです。大学病院等から地方に医師を多く派遣をしています。その派遣が困難になると言われています。それも、医療の業種の中でも、



例えば産科、小児科というところは特に派遣ができないと言われてます。現実的に、県下でも多くの産科の方が後継者不足、医師の不足によって廃院を余儀なくされておられます。そうした中で、特に岡山県の中部から北部、紛れもなく喫緊の課題です、それが。そうした中で、この吉備中央町の利点を考えますと、ちょうど岡山県の真ん中であって、そして中部から県北にかけて高速道がつながっています。吉備中央町に私は総合子ども医療センター的なものがあるべきだと思っています。それは、吉備中央町でなくて、産科、小児科等が本当に希薄になる地域がそこを利用して、それぞれ安心して出産ができ、何かあったときにすぐ小児科にかかれるという、総合的なものが要るだろうと思います。多分、そのようなことが、この医師の働き方改革で中部から北部が疲弊する中でこのような方向性を医療体制の充実の中で進められるものと思っています。これは私の夢であり、これは実現に向けて一歩踏み出したいというような思いでございます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

町長の夢を語っていただきましたが、本当に夢じゃなくて、現実になり得ると私も思います。特に、母子医療は本当に大事な、これから後を生きていく世代をつくらないことには日本という国自体の存在がなくなるものですので、ぜひとも充実した医療環境をつくってあげたい。それから、近隣の町も本当に出産する場所もなくなってきました。高梁市にもありません。総社市も2か所あるうちがもうすぐ1か所閉鎖になる、もう1か所のほうがどれぐらいもつかってというお話も聞きました。そういうことを考えると、ぜひこの場所にあるべきだと思っています。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

このデジ田事業というのは、今日、あしたにすぐ成果がぽんと出るものではないんです。本当に私はいわゆる米作りのようなものだといつも思っています。今年もそろそろ始まりますが、春の芽出しから始まって秋においしいお米になるまで、農家の方々がどれほどたくさん手間と思いを込めて育てていらっしゃるのでしょうか。種をまいてすぐにお米にはなりません、手間暇かけて実ったものは、やがて自分の家族とか命の源となっていく。それと同じで、デジ田事業も、今日、あした、すぐに結果が求められる性質のものではないと思います。少しずつ事業を積み重ねつつ、結果として得られる医療福祉の充実こそが、この地で安心して住み続けられることにつながるのだと思っています。町民の皆さんにもぜひ自分事として応援団になっていただきたいと心からお願ひして、質問

を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問をします。9番、成田賢一です。

私は、人口減少社会での持続可能なまちづくりを問うために、今回は役場組織の在り方、公有財産の管理を質問します。また、行政機関の公平公正な行政活動とは何かというものを考えるために、サンクスホース事業について質問をします。

まず、役場組織の在り方について、町民の知る権利への対応ということで質問をいたします。

ある町民が総務課に質問メールを送信したんですが、返信が来なかったということで質問をします。どういう内容かと言いますと、私は、昨年6月議会で町長交際費から退職職員に餞別を出しているのは、町長交際費の支出として不適切ではないかと質問しました。この質問を聞いた町民の方が総務課にメールしたんですね。そうしましたら、総務課返信、1日後に返信が来まして、交際費の支出基準及び公表に関する要綱別表第1に規定する、そのほか町長が特に必要と認める経費として判断したと。そして、山本町長は、退職者に対して町からの餞別とは別に、一個人のポケットマネーとして餞別を贈っておられると答えがあったそうです。これを受けて、この町民は8月に2回目のメール、返信が来ないので、9月にもう一度メールを送ったんですが、総務課から返信が来なかったので、非常に不安になっております。町民からの質問に対しまして役場は回答すべきだと考えますが、なぜ返信しないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の一般質問の内容から、6月にいただいたお問合せに対する内容等を確認いたしました。6月に頂戴したお問合せの返信はできておりましたが、8月、さらには9月のお問

合せメールにつきましては、月日も経過しており、パソコン上の履歴のほうも確認しましたが、確認のほうができませんでした。お問合せをいただきました町民の方には不快な思いをさせてしまい、おわびを申し上げます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

なぜ返信しなかったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

そのときの記憶によれば、6月に最初にいただいたときに返信をしたんですけど、それにはありがとうございましたという意味のことをいただいたと思います。我々は、それでそのときの内容は済んだのかというふうには思っていたと記憶しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、この吉備中央町役場としては、個人的な判断で終わったと判断すれば、町民の方がもう一度メールをしても返信はしないと解釈すればよろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それぞれ内容にもよろうかと思えますけど、我々はそこで御理解をいただいたというふうに思っていたところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長、副町長にちょっと質問をしたいんですけど、これは個人的な判断で町民の方がメールをしていることに対して返信しないっていうのは、私はあってはならないと思うんで

すけど、どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましては、1つはメールの来てる量もちょっと私は確認してませんが、少なくとも返信が必要なものについては返信を可能な限りするというスタンスは変わらないと。私の場合も、目安箱に多くの方が来られます。時間がたつときがあるんですけど、可能な限りお出ししてますので、役場としてもそのようなスタンスは変わりございません。ただ、今回の場合は、確認した場合、その履歴が残ってなかったもので、その文書そのものがどういう内容かというのちょっと確認できませんので、私は今の時点では何とも申し上げられませんが、ただスタンスとしては、返信が必要な内容のものについては可能な限り返信をさせていただくということは町のスタンスでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、町長は退職者に対してお餞別とは別に一個人のポケットマネーで餞別を贈っておられるという総務課の答えだったんですが、町長はいつ頃から一個人のポケットマネーとして餞別を贈っておられるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これはどういうことで書かれたか分からない、随分前から私はやめとんですけど。といいますのが、最初なった当時は、社会通念上、常識の範囲で出させていただいております。しかしながら、勉強するに当たって、例えばこういうことは法に抵触するおそれがあるとか、そしてまだ言えば、いろいろありました。例えば、お宮への献酒についても、これは家族の名前を使おうとも、例えば他の法人名にしようとも、限りなく抵触するおそれがあると。そして、最近では私は年賀状もやめております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

年賀状をやめるとか、それは当たり前の話なので、自信を持って言われても、ちょっと私は困るんですけど。ということは、総務課は餞別を贈っておられると。贈っておられたと書いてないんですよ。総務課は、これを確認せずにメールしたんですかね、町民の方に。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

多分、総務課は確認せずに出すことはないと思います、私に。私がそのようなことを言ったのを、私の言い方が悪かったんでしょう。そのように引き続きずっとやっていると解釈された言い方にされたんかも分かんないです。ちょっとはっきりこの文言を読んでないですけど、内容的にはそういうことです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では次、私は今年に入って、1月ぐらいから町民の方に調べてくれ、調べてくれという声結構ありますので、私自身が開示請求をして、様々な資料を取り寄せて調査してるというのがあるんですけども、1月10日から2月8日の間に3件開示請求しました。条例上は15日以内の開示、そして延長の場合は通知が必要なんですけれども、結果3件とも書類の開示は2月27日や29日といって遅かったんですね。これは、町の情報公開条例の違反ではないかと思うんですが、執行部はどう考えますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

開示請求につきましての交付ですが、おっしゃられたように、処理の期限のほうが遅れまして、大変御迷惑のほうをおかけしました。今後、遅れないように、間に合わない場合

には、定められておりますように、書面によって通知のほうを行わせていただき、適正な対応のほうを今後させていただきます。御迷惑をおかけしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ法令の違反ということを認めますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

おっしゃられますように、期日内にできてなかったのは事実でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

昨年の12月15日にNHKで報道されました、町が条例で定められた情報公開の実施状況の公表が一切行われていなかったということで、これも条例違反ですよ。これは、この際このとき総務課はできるだけ早く公表したいとしたんですが、いつ公表されますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃられますように、そのときにおっしゃられましたけど、確かになかなかできてなかったのも事実でございます。過去の情報公開のほうで、12日の日に過去のものも併せまして、ホームページのほうに掲載を後ればせながらさせていただきました。

○議長（難波武志君）

次、関連。次へ進むか、関連かを。

（9番、「関連です。一応関連です。」の声）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これら情報公開の条例の違反というものがここで明らかになったわけなんですけれども、町長、副町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

たくさん御迷惑をおかけしておるようで、私からもおわびを申し上げたいと思います。基本的には迅速な事務、これが基本でございます。反省をいたしまして適切な事務を執行して、あるいは期限内に事務を執行して、これから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

午後 1時00分（11番 西山宗弘君 退席）

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、11番、西山宗弘君が所用のため午後から早退です。

成田賢一君の一般質問を続けます。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では次に、職員の中途退職、そして待遇について質問をいたします。

こちら、きっかけとなったのは、町民の皆さんとお話ししているときに、特に若い職員の退職が目立つんじゃないかという話題がよく上がるようになったんですね。そこで、過去15年間の20代から40代の中途退職者の数を調査しました。2つに分けました。平成20年度から29年度までの10年間と平成30年度から令和4年度までの5年間に分けました。平成20年度から29年度までの10年間で退職した数は27人、そして一方平成30年度から令和4年度までの5年間で26人が中途退職していることが分かりました。さきの10年を見ると、1年平均で2.7人が退職している。しかし、直近の5年

間を見ると、1年平均で5.2人が退職をしています。これで、若い職員の方々の急激な退職者の増加が分かるかと思います。では、この中途退職者が増加していることに対して執行部の見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

公務部門の中途退職者の状況は、総務省が所管する令和3年地方公務員の退職状況等調査によりますと、全体の中途退職者のうち25歳未満の退職者は13.5%、25歳から30歳未満は26.4%となっており、10代、20代で全体の約40%を占めています。また、退職者数は、5年前の平成28年と比較しますと約5,000人の増加となっており、全国的に若手職員の中途退職者が増加している状況と認識しています。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

さっきのは、全国の話ですね。吉備中央町役場の話をしていますので、そちらの見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

先ほど申しましたのは全国であります。岡山県、あるいは吉備中央町におきましても同様の傾向だと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

若い職員の退職理由と再就職先はどういった傾向にありますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。



片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

主な退職の理由といたしましては、職務を通じて得た知見やスキルをほかの職場で活用したいという者から、幼い頃からの夢であったものを改めて目指す者、あるいは友人の紹介で民間のほうへ行かれる者、家庭の事情などによる者、退職の理由はそれぞれ様々でございます。また、再就職先では、居住地に近いところへの転職が多い傾向であると思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、若い職員の退職数の増加によって役場の業務やサービスにどのような影響が出てますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

若手職員に限らず、人材の確保から育成を行なっている途中で退職されることで、役場全体の業務遂行力やサービス面の低下を招いてしまうと危惧されるところであります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

業務遂行力の低下やサービスの低下で、実際に何か影響は出てますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

役場の職員の採用は、通常年に1回でございます。途中で辞めたり、予定していない人数になれば、当然人数のほうも減ってきますのでマンパワー不足等々も出てきて、それぞ

れの課において人が足らずに支障を来す課のほうも出てまいります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、支障を来して、どういった事例が発生しているか、具体的に説明をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

中堅の職員が辞めることによりまして、その課になかなか年度が変わるまでの補充が難しい関係から、例えば若手職員のほうにその中堅の職員が持っていた仕事をさせざるを得なくなってきたりということも実際出てきておるところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

若い職員の退職の増加を防ぐために、吉備中央町役場はどういった対策を行なっているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

新規採用職員には職場に早く慣れていただくため、入庁前説明会を開催し、入庁後は日頃の不安や悩み事などを先輩職員と気軽に相談できるメンター制度を実施しております。また、心身の不調を防ぐため、産業医との個別面談を実施しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

若い職員の退職者の増加に対して、町長、副町長はどういった責任を感じてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど申しましたとおり、退職には様々な要因、理由がございます。しかしながら、それとは別に、働きやすい環境というの、残ったほうの職員も含めてつくる必要がございますので、その辺はしっかりと働きやすい環境をつくるということに心がけたいと思います。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

町長が申し上げたとおりでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長が言う働きやすい環境づくりとは何か。私は役場の外にいる人間なので、何か分かりやすく説明していただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

役場であろうが、民間の事業所であろうが、同じでございます。環境や人間的なこともありましょうし、それから職場のそれぞれ空間的なものもございましょう。そうしたもので、気づいたことが言える、そして相談し合えるような人間関係、その人間関係がしっかりと保てれるということが一番だろうと思います。それは、ベースとしてある種の組織の空間はある程度ゆったりした空間が私は必要だと思います。要するに、県等々へ行きますと、本当にぎゅうぎゅうの中でされてます。そのような中では健康を保つことがなかなか難しいと思うんで、まだまだ吉備中央町は、満足とは言いませんが、そこに比べたら空間が取れてると。それプラス人間関係を思ってます。それと、その課その課で課長の采配によるしっかりと協力体制と事務分掌の割当て方もしっかりと考慮する必要があるか

と思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今言った、ゆったりした空間づくりとか、そういった適切な事務分掌とか、それを実現するに当たって今町長が心がけてされていること、そしてこれからやらないといけないなと思ってることって何かございますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

急に言われたんで、すぐこれはというのはないんですけど、建物そのものは限られたスペースでございます。しかし、いろいろと社協についても、教育委員会についても、加茂川庁舎についても、また水道課についても、いろんな部署に分かれてるんで、その辺のある程度の集約、また連絡が取れる環境というのはこれから考えるべきだろうと思います。特して言えば、社協との関係がちょっと遠いということもあります。それから、包括はなかなかぎゅうぎゅうの狭いところにいるということがあるんで、その辺で少し環境面で言えば整える必要があろうと思います。

それから、人事、人について言えば、退職された人数、それプラスアルファを採るようになっています。今の職員さんは大変です。入ったらすぐ即戦力としてされるようになります。なかなか一昔前のようなゆったりとした気持ちにもなりませんので、丁寧に入ってきた新人をフォローする体制というのを町一丸となって進めて、入ってきた人がスムーズに公務の仕事ができるようにしてあげる環境をつくっていく必要があろうと今思っています。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

現在、職員は足りてるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

先ほど町長が申しましたように、退職者とほぼ同数、あるいは少し多めの職員のほうを採用しております。でもちまして、最近では若干の退職者よりは多くの職員の増員のほうを図っておるところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の質問は職員は足りてるのかという質問なので、足りてるか足りてないかで答えていただけのほうが分かりやすいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

先ほど申しましたように、採用時にはという形で補充していく、人間を採用しておりますので足りておると思いますが、年度の途中で退職ということもありますので、足りてるか足りてないかと言うたら、足りてないというふうな表現になろうかと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

足りてない場合、じゃあ一人でも多くの職員の方が本来与えられている職務を遂行する環境づくりが必要だと思うんです。それに当たってどういう方法が今すぐにとれる、もしくは近いうちにとれるというものが何かアイデアとかがありますか。私は、1つあります。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

足りないところを補う何かいいアイデア、方法とおっしゃられました。現状では、なかなかこれといった改善策はないんですけど、現状行なってるのは、その課の職員、班を越えての応援であるとかというふうな形で、できるだけ課の中での応援体制を取って、それぞれの足らなくなった部分を補ってっております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長、副町長は、何かアイデアはございますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

定数というのがございまして、公務員は、その上限を超えてはいけないという決まりがございまして。そうした中でやっておりますので、今の人数が足りてない足りているというのは一概には言えません。今いる人員の中でその職務を行うというのが今の職員の大前提でございまして。しかしながら、総務課長が言いましたように、途中で辞められる方はどうしてもおられます。そのあたりは、何年か前から県の採用を町も酌み取りまして、班制度にしました。係とかというラインの組織でなくて、何とか班とかということをしました。その班を取り入れたのは、それぞれその班の中で協力し合うと、それから班でできなかったことを他の班でまた補うと、相互協力というような意味合いのことで班制度をしたんですが、なかなかそれも現実的には難しいものがございまして。一口に足らなくなった人員をすぐさま補うのはなかなか難しいです。臨時職員さんだったら、まだしも可能。正職員までのスキルのものですぐさまは難しいので、本当に何とか3月いっぱいまで協力し合うという方法しか、今のところ現実はないですね。何かいい御提案があったら。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私の提案としましては、受付にいる職員の方ですね。確かに受付にいれば町民の方ともお会いできますけれども、一方で課長が座ってたりすると、仕事が滞ると思います。実際にいろいろ調べたり、回ったりしても、課長がいないから、担当がいないから、いろんな

ことが起きますよ。であれば、あそこに座っていらっしゃる方々の人件費を計算して、受付専門で行なっている会社、派遣会社等もあるでしょう、そういったところをお願いするのと、どちらが費用対効果があるのか。役場は、今マンパワーが足りないのであれば、正職員の方がいらっしゃるんですから、その方があそこに座っていただく必要は私はないと思います。もし町民の方にお会いするのであれば、それは本来の事業、業務をもって町民の方々にお会いすべきだと思いますので、受付業務を改善するということを提案したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

成田議員、ちょっと声を低めに。

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

総合窓口、片や議員が言われたような考えもあるでしょう。一方では、総合窓口があるから、来にくかった庁舎へ来て、なかなかどこへ行っていいのか分からんけど、あそこに聞けば大体分かると、そしてあそこにいる職員が3階に用事があるんだったら3階まで行って事を何か済ませてくれたということも聞きます。ですから、メリット、デメリットがございます。その辺をしっかりと考慮して、今議員が言われたこともしっかりと考慮して、また方針を考えたいと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ちょっと声が大きいということで、マイクを離しました。

先ほど町長がおっしゃったことぐらひは、受付が専門の方々でしたら十分行えます。ほかの市役所等へ行ってみてください。しっかりと行なってますし、いらっしゃいませと、町民、市民の方を出迎えてくださっているということも見ていただけたらと思います。

さて次ですね、職員の方の給与、待遇についてなんですけれども、こちらは総務省、岡山県、そして吉備中央町の資料をいろいろと見てみました。すると、吉備中央町の職員の方々の平均給与の月額、27市町村、岡山県内で最下位でした。一方で、町長と副町長に関しましては20位だったんですね。職員の方々の月額給与ですね、平均、吉備中央町の上、26位の和気町と2万円の差がありました。職員は27位で、町長、副町長は

20位であるという事実に対しましての執行部の見解を述べていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

少し内容的に説明をいたしますと、吉備中央町の職員のラスパイレス指数というのがございまして、これは、令和4年に大変低いといいますが、94.6ぐらいというような数字を見ております。これにつきましては、国家公務員の職員構成比と比べて経験年数が少ない職員の比率が多いとか、それからまたそれぞれの経験年数、それから途中入社等々のこともございまして、そのような数字になっております。岡山県が公表しています県内市町村職員に係る給与・定数管理等の状況から見ますと、給料表別というのがあるんですが、それごとにある本町の職員数では1級、これは主事・主事補です、から3級、これは主査の職員です、の全体が、その割合が全体の55%を吉備中央町は占めております。岡山市を除く市町村中では第8位、町村中では第5位となっている状況です。これもちょっといびつな状況ではございます。これは、ずっと遡って、コンスタントに適切な採用がなされなかったというのが今に至ってると思います。そのような状況です。現時点では、公表前の試算値ですが、令和5年の一般行政職のラスパイレス指数は95.5%で、言われた前年の94.6%からは上昇をしております。また、職員の平均給与月額、会計年度任用職員を除く全職員の4月1日現在の給料月額の総額を職員数、これ216名でございまして、これで割ったものでございます。この平均給料月額が低い理由といたしましては、技能労働職の初任給がちょっと今まで低かったということが1点、もう一つは今さっき言いました55%というような比率で若手職員が多いというようなことで、このような27位とかというような数字になっております。ですから、一概に和気町さんと2万円差がありますよと言っても、その内容をしっかりと見ていただくということも必要です。このことは、職員組合とも同じようなことを言われました、議員が書かれたことと。その中で、職員組合のほうは、そうですねと。じゃあ同じ関係の職員同士のをちょっと比較して、それをまた提出してくださいと。それを見て、私は低いものは高めてあげるとことをきちっと職員組合に言ったところなんです。

それから、町長、副町長の給料額についてのことを言われました。これについては、特別職は、御存じのとおり、報酬審議会の意見の下に決めております。一概に人事院勧告に



基づいた職員給と比べるのはどうかと思いますが、20位というのがどうかということですが、私は特段に高い状況ではないと考えてます。ちなみに、議員報酬は県下で18位でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ちなみに議員報酬はと言った理由を述べていただけますか。

○町長（山本雅則君）

いや、これは議員が言われてなかったんで、特別職の報酬審議会にかける報酬の一つですから、ただそれだけです。意味はないです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

職員の方々のお給料が、これが高いか低いかで言うと、27位ですからね。となると、町長、副町長の報酬を下げるべきだと私は思うんですけども、そのあたりいかがお考えですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それは、それぞれの判断に、報酬審議会等々に諮るところでございます。私は、それよりも職員組合と交渉したときに言ったのは、我々吉備中央町の職員はよく頑張ってますよと。それで、たまたま旧の賀陽と加茂川が合併して、町として残りました。片や、今までの町が集まって市になったところもあります、当然近隣に。そういう意味では、我々の職員はよく頑張ってるんで、いろいろ調べていただいて、例えば岡山、倉敷と比べるわけにはいきませんが、近隣の市町と同等の職員給であってもおかしくないと思ってるのと、そういうことをはっきり職員組合にも言っています。ですから、職員組合さん、ぜひ近隣の例えば40歳なら40歳、同じ年代の給与を調べてくださいと。実は、私は以前職員組合の委員長をやりました。そのときは調べました。ですから、調べてください。調べて、それがあまりにも違うんだったら、私は上げる努力を絶対しますということを言いました。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町の昇級などを見ましたら、昇級への人事評価というものを国が推進しております、平成23年、24年あたりからなんですけど。吉備中央町もそのための実施規定を設けて、実際に昇級への人事評価を活用したのは平成28年度だけです。平成29年度以降は、昇級への人事評価を町は活用していないというのを町の資料で読み解きました。まあ、載ってましたね。では、なぜ町は昇級への人事評価を活用しないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

平成29年度以降の給与、定員管理等に関する公表資料のうち、人事評価の活用状況のほうを改めて確認をさせていただきました。議員御指摘のとおり、この表では昇級への人事評価の活用ができてないというふうなところの欄に印を入れてありました。資料のこれは記載の誤りでありまして、申し訳ないんですけど、誤記入でございました。実際のところ、毎年1月1日の定期昇給では、人事評価の結果によりまして昇級区分のほうを決定し、昇級のほうを行なっております。公表資料のほうを訂正いたしますとともに、おわびを申し上げます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

外部でしっかり調べたら、ずっと書いていたので、それだと思ってたら、間違いだったんですね。どうなってるんですかね、町長、副町長。なぜこういうことが起きたか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

(9番、「私、町長、副町長と言ったんですけども。」の声)

山本町長。

○町長(山本雅則君)

この件につきまして、私は答弁書の勉強会をするんですけど、この担当に聞きましたら、これは間違いなのは間違いなんですけど、この記載要領の解釈を間違っただけというふうに私は聞きました。といいますのが、これ御存じですかね、4段階あるんです、上げるのが。それで、その4段階の中でいろいろ、普通にちょっとできなかった評価には2とか3とかになるんですけど、町の場合は、皆さん4で上げてたと。それは、何も大きなミスをしなかった者は4であるということをやって、この欄ではそう評価して、それ以上にもっとプラスになるものをここにチェックするのかなという認識だったと。それで、その欄に丸をしたんだと。そういう意味では、普通に毎年4を上げてるから、それは特別な評価に値しないんだらうということに丸をしなかったというふうに私は聞きました。ただ、それにしても認識不足、勉強不足でございますので、しっかりとその辺は指導します。

○議長(難波武志君)

9番、成田賢一君。

○9番(成田賢一君)

非常にお粗末だなと思います。私、一町民からすれば、役場が公表しているものはそれがそのまま本当なんだらうと思込んで、しっかり調査をしたり、町民の方にお伝えしたりしてますので、そのあたりをもう一回全てにおいて見直したほうがいいんじゃないですかね。

こういった人事を専門とする部署が役場内にはないんですね。限られた人材を最大限活用するに当たっては、人事評価の管理、活用、そしてこういったことの実効性を高めるためにも、人事を専門とする部署が不可欠ではないかと考えますが、答弁をお願いします。

○議長(難波武志君)

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長(片岡昭彦君)

お答えさせていただきます。

現実、今うちの町にはありません。でありますので、今後は国や県との人事交流などを行うことによりまして、専門的な知識、あるいは経験を有する人材の育成を行うとともに

に、専門部署の設置につきましては今後の研究課題とさせていただければと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

なぜ限られた人材をいかに生かすかということを考えてときに、その理由の一つとして次の質問、公有財産の在り方ということが挙げられます。これはどういうことかと言いますと、吉備中央町公共施設等管理計画の中で、今から16年後の2040年に吉備中央町の人口は7,030人になると推計されてるんですね。今から3割人口が減ります。一方で、公共施設等管理計画の中を読みますと、町民1人当たりの公共施設の床面積は、吉備中央町は全国平均の約4倍近いんです。16年後に3割人口が減る吉備中央町は、1人当たりの公共施設の床面積が今現在で全国平均と比べて約4倍なんです。そう考えたときに、限られた人口、限られた数でいかに生産性を上げていくか、と同時に町の公共施設をどう維持管理、転用していくかということを実際に考えていかなければならないと思います。この計画の中で、加茂川庁舎が転用と記載されておりました。加茂川庁舎がなぜ転用されるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（宮田慎治君）

それでは、9番、成田議員の御質問にお答えします。

吉備中央町公共施設等総合管理計画については、前段に吉備中央町個別施設計画が令和3年に策定されており、これは国が策定したインフラ長寿命化計画で示された個別施設ごとの長寿命化計画に位置づけるものとして令和2年度に各施設の調査をした結果です。加茂川庁舎は昭和46年に竣工し、半世紀が経過しております。突発的な修繕も年々増えてきているのが現状でございます。転用と記載しているのは、将来老朽化した加茂川庁舎の建物を維持しつつ、様々な用途に活用することも視野に入れながら検討できるように、当該計画の分類としては転用としております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いつ頃転用ということを決めたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（宮田慎治君）

決して転用でどういうふうに決まったということではないんですけども、令和3年に策定したときの調査において記載しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

転用するということで、役場としては議会や町民に対してどのような説明をしてきたのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（宮田慎治君）

お答えします。

先ほども申しあげましたように、決して転用でどういうふうに決まったということではなく、将来は加茂川庁舎を様々な用途に活用することも視野に入れながら検討していくということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、施設は修繕しながら使いたいということなんですか。私は、てっきり転用なんで全く別で、施設は使わないのかなと思っていたんですけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（宮田慎治君）

移転も検討しながら、様々な用途に利用していくことも視野に入れながら転用とさせて

いただいとります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

非常に分かりづらい説明をありがとうございました。

ここからは、具体的に公有地の住所を挙げながら、公有財産の取扱いが適切か否かを質問します。

まず、事前に確認なんですけれど、行政財産と普通財産の違いを説明してください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えします。

行政財産につきましては、その用途に目的を持った財産をしております。普通財産はそれ以外でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、ここから私は具体的に質問する場所があるので、番地を言いながらお伝えできたらと思いますけれども、まず1つ目、上田西の2313番地11、この住所の土地は町の土地なんですけれど、今岡山乗馬クラブが町から借りております。岡山乗馬クラブは、平成28年7月から令和2年の途中までNPO法人吉備高原サラブリトレーニングに対して月々5万4,000円、年間64万8,000円で又貸しをしておりました。この当時、岡山乗馬クラブとこのNPO法人の代表者は同一人物でありましたので、この差額分が岡山乗馬クラブの利益になっていたのではないかと考えることもできます。しかし一方で、吉備中央町と岡山乗馬クラブが交わした土地の賃貸借契約では、又貸しは禁止されております。

さて、このNPO法人吉備高原サラブリトレーニングの理事に就任しております町長は、町有地の又貸しについてどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

御質問の当該土地についてでございますが、これは町と岡山乗馬クラブにおきまして、賃貸借料は年間35万4,237円で町有地の土地の契約を締結しているものでございます。議員が指摘をされておりますのは、敷地内に岡山乗馬クラブが建築された建物についてNPO法人に又貸しをされていると言われていたことだと思いますが、契約の条項には、本物件を転貸し、または本物件の賃借権を譲渡しないことと明記をしております。しかしながら、土地ではなく建物についてでありまして、あくまでも岡山乗馬クラブの持ち物であるため、本契約に違反することはありません。そのことを言うておきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

すみません。ちょっと話が長かったんで、もうちょっと簡潔に、もう一回教えていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

契約上は又貸しを禁止しておりますが、これは土地に対するものであって、その土地の上に建っている建築物に対してはこの効力は発揮しません。又貸しの要件には当てはまりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

何をもって建築物と言えるのか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

土地ではなく、その上に建ってる構造物でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

吉備中央町の行政文書によりますと、貸地、地代、家賃の内訳と書かれてるんですけど、これで私は土地だと思うんですけども、これは建物なんですかね。ちょっとその理由が知りたいんですね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

岡山乗馬クラブさんがお貸ししとるのは建物でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、今後吉備中央町では、その土地をお貸しして、そこに建てた建物であれば又貸ししてもいいという行政解釈を適用されますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言いますけど、又貸しは契約条項目に書いていますが、それは土地に対して又貸しは駄目ですよと書いてます。その土地の上に建つ物件に対してはそのことを書いてません。そのときには、その項目に土地を貸して、その土地の上に構造物を建ってはいけませんよとか、その構造物を又貸しをしてはいけませんとかという特記を書くのが普通です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これで町民の方が理解できるのかどうかですね。

では、次は管理研修棟について質問いたします。



下加茂1506番地147にある管理研修棟、これはブドウ生産団地条例により管理されている公有財産なんですけれど、この施設の設置目的を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

ブドウ生産団地条例に書いてあります管理棟の設置理由ですけど、公共育成牧場跡地及び耕作放棄地等の農地を活用し、観光機能を併せ持つ大規模で生産性の高いブドウ団地を整備し、生産量及び生産額を飛躍的に増大させるとともに、新規就農者等へ利用させることにより農業の振興及び町の活性化を図るために設置しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この管理研修棟は、行政財産でしょうか、普通財産でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

こちらは行政財産です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この管理研修棟は認定NPO法人サブライトレーニング・ジャパンに使用許可が出ていて、令和2年の途中から、この法人はこの住所を法人登記している事務所にしております。岡山県の県庁にある行政文書によりますと、この事務所の移転の理由が特別の利益の供与に抵触することがないようにということだったんですけれども、この事務所の場所の変更、移転に関しまして、このNPO法人の役員である町長はどう関与されたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

関与と申しますか、助言はしたと思います。これを言われるのは、多分もともと吉備高原PAKARAさんが事務所として使われておった建物です。その一画です。これと借用の一部を利用してもよいかというような相談を受けたと思います。これについては、PAKARAさんも借りている部屋を全部は使ってございませんでした。ですから、きっちりと言います、地方自治法第238条の4の第7項にうたわれております。この項目は行政財産の目的外使用の許可をうたった項目です。その項目により担当課のほうに話をしたわけでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ行政財産の目的外使用をしたということなんですけれど、これは町長が理事を務める法人が目的外使用の許可を受けられるということ自体が利益相反と見られるんじゃないかと思うんですが、利益相反でないのであれば、説明を願います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

利益相反とは、以前御質問がありましたけど、考えておりません。当然、尋ねられて、こういうようなことをこの項目においてできるので、担当課にこういうような思いがありますよと投げかけただけです。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、今後町民の方々がこういった行政財産を利用するに当たって、その思いなどを書いて町長に相談に行けば、この目的外使用は認められるという可能性が高いということよろしいですか。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

できることであれば、町民の方が言われてきたら、私に直じゃなくていいです、担当課でええです、担当課へそれぞれここはどうだろうか、ここは利用できないだろうかという思いがあれば、それは言っていただいて、可能なものは可能なように方向を立てる。これは無理ですよというものは、丁寧に理由をもってお答えする、それは当然だと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いや、私は当然ではないと思います。なぜなら、町長が役員を務めている法人が町長の権限で目的外使用でいいだろうということで相談を受けて、そういうことが実際になされているとなると、私は全く理解ができません。むしろそれは逆で、町長が役員を務めている法人であれば、そういったことはなくすべきだと思います。

では次に、農業振興センターについてです。

こちらの農業振興センターの設置目的を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

お答えいたします。

農業振興センターにつきましては、農業農村活性化農業振興構造改善事業により設置した地域農業総合管理施設ですが、農業生産システム、資産形成、加工、生活、文化、交流及びコミュニティ活動の指導及び支援をするため、地域農業及び農村活性化を図り、適正な管理運営を図る目的で設置しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

農業振興センターは農業振興のための行政財産と理解すればよろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

はい、そのとおりです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、この農業振興センター条例第4条において次の行為を行なってはならないというところで、専ら営利を目的として事業を行いでありますとか、特定の営利事業に振興センターの名称を利用させるとか、そのほか営利事業を援助することなどは行なってはならないと規定されております。しかし一方で、実際には令和4年10月ですかね、きびアプリなどのデジタル事業に関わっている株式会社十字屋がこの1室を利用しております。なぜこの営利企業はこの行政財産の利用許可が出ているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

議員御指摘のとおり、現在農業振興センターの一部を有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアの組合員である株式会社十字屋に貸し付けております。町は、行政財産の有効活用を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し展開する生活相談窓口きびコンシェルジュの拠点施設として、行政財産の目的外使用により許可を出しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

また目的外使用ということなんですけれど、もうちょっと分かりやすく教えていただけませんかね。これは営利事業を行なってますよね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

営利目的でやっておりますけど、こういった公共の施設において民間の事業者が目的を持って設置する売店、食堂等については、地方自治法238条の4第7項によって使用させることができるということで、自治法の中のQ&Aに書いております。県庁なんかにおきましても、売店は営利目的で設置しておりますので、それと同等と認識しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

全く理解ができません。

では次、普通財産の駐車場についてお伺いいたします。

上田西2393番地11と下加茂1506番地147の駐車場です。こちらは普通財産なんですけれど、岡山乗馬クラブ、認定NPO法人サラブリトレーニング・ジャパン、吉備高原PAKARAが日常的にずっと使ってます。占有率も高いです。町の財務規則によりますと、普通財産の貸付けには契約書や賃貸料などを審査しなければならないとあるんですが、契約書がないっていうのは財務規則に抵触するのではないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の現在のの上田西と下加茂地内の駐車場についてでございますが、岡山乗馬クラブ、認定NPO法人サラブリトレーニング・ジャパン、吉備高原PAKARAが社用車や社員の自家用車を駐車している状況にあります。この駐車場は、一般公共の用に供する駐車場、いわゆる不特定多数の人が利用できる駐車場として整備したものでありますので、貸し付ける必要があるという認識のほうがありませんでした。しかしながら、現在の法人の駐車スペースの占有率を考えますと、賃借料を定め、貸付契約書を締結する必要があるかと考えております。令和6年度から速やかに契約が締結できますよう準備を進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、財務規則に抵触しているという認識でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

抵触しているかしてないかということになりますと、それはできてなければ、そういうことになろうかと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では次、町有地に雨ざらしで家畜排せつ物が置かれていた件です。

こちら、1つ言います。上田西2393番地198、こちらに雨ざらしで家畜排せつ物と見られるものが大量に置かれておりました。1月17日に現場で初めて見て、それから質問、私は何回も何回も調査、週に2回、3回行って、調査しました。でも、これは増える一方だったので、一般質問に入れさせていただきました。昨日、現場を見に行ったら、きれい片づいていたんですけど、この経緯について町のほうで知ってることがあれば、説明をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘をされてます上田西の場所でございますが、通告書のほうが出まして、現地を職員の方が確認に行きました。その場所について、乗馬クラブの人と一緒に確認をいたしました。排せつ物が投棄されているというふうなことでありましたので、乗馬クラブのほうに確認をしたところ、あれは刈った草をあそこに集積していたものでありますというふうなお答えをいただいたので、そのように我々は理解しておるところでございます。とはいいいながら、紛らわしいのであれば、早急に片づけをさせていただきますというふうなことで、見られたときにはきれいになっとったということだと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町有地は、町民の方々の財産でもありますよね。そこに家畜排せつ物なるものが投棄されていたんですが、役場はそれを調査しようとは思わなかったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

おっしゃられるとこの場所であれば、それを置いていたのは家畜排せつ物ではないので、うちはそれをどうのこうのということはありません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃあ何をもって家畜排せつ物ではないとおっしゃってるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それは事業者の聞き取りによるものです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ちょっと時間がもったいないですけど、何て言えばいいですかね、事業者の言いなりなんですかね。それを調べようと思わなかったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

おっしゃられるように、調べてはおりません。見たときに、馬ふんのような形とは違う

ように我々も感じたものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一方で、私は、町外の乗馬関係者の方々に動画、そして写真を見ていただいたところ、100%全員が馬ふんであることを言いました。なぜか。馬ふんはわらとかで置いてあるところに捨てられますから、どうしても捨てた状態を見ると、素人が見るとわらに見えるんですということだったんですね。しかも、岡山乗馬クラブが馬ふんを捨てている三輪車、元岡山乗馬クラブで働いていた方にその三輪車を見ていただいたんですね。そうしましたら、これは馬ふんを捨てててときの三輪車ですとおっしゃってたんですね、総務課長。ですから、これは何が言いたいかと言うと、水の問題から何も学んでないということですよ。どういうことか。つまり、何ていいますかね、こういうことが起きたときに、町有地にそういったものが捨てられてるんじゃないかと、私はこう書いている。これを丁寧に書いたのは、そういう理由なんですよ。町として調べてほしいと思ったんです。それができていないということですよ。その現状をきれいにすりゃあええんじゃないかと。それだと、何にも学んでないなと私は思わざるを得ません。

じゃあ1つ聞きます。

この、家畜排せつ物だと私は思っているものが、いつから捨てられたと乗馬クラブは言ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お話を聞く限りでは、昨年ですか、夏から秋に刈った草を置いていたというふう聞いております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長、これが、役場の聞き取りがうそだった場合、私は町有地を使わせるのはちょっとどうかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか、もしうそだったら。



○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この岡山乗馬クラブは、あの場所で今までいろんな様々な人の呼び込みであったりとか、活動をされております。しかしながら、貸主である町に対して恣意的なうそのような言い訳をするのであれば、それは改めてきつく指導もしなければいけません。これはどのような指導になるかは別にしまして、それは指導は必ずしなければいけないことであります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

令和2年頃に、この乗馬クラブ関連の馬ふんが捨てられていたということで、美咲町長から山本町長に電話がありましたよね、町長。その件をちょっと説明していただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ちょっと鮮明には覚えてないんですけど、美咲町のある場所に岡山乗馬クラブの馬ふんだと思います、そこに搬出したと。それを堆肥か何かに使うと。それで、ほかの多分真庭かどっかの方じゃったかな、ちょっと忘れちゃったけど、されるというようなことで、ずっとそこへある程度大量の馬ふんを、それは岡山乗馬クラブが持っていったのか、岡山乗馬クラブさんが頼まれて誰かが持っていったのか分かりませんが、現実に堆肥が積み上がっていました。私もすぐ見に行きました、どうしても気になるんで。そして、それについてはちょっと聞き取りをした経緯もあります、これはどういうことじゃと。他市に迷惑をかけてもらっては困りますよということを私は言った覚えがございます。その後については、確実にどうなったか、最後まではちょっと私も確認はしておりません。そのような事実はありました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

教えてください、ありがとうございました。

何が言いたいかという、もう一度これを言いますね。スマホ、パソコンがあれば、いつから捨てられたか、みんな見えます。今から、住所を言います。グーグルマップでストリートビューで開いたら見えます。住所を申し上げます。上田西2393番地198、グーグルマップのストリートビューで見てください。11か月前から捨てられているんです。つまり、岡山乗馬クラブは、総務課長、聞き取ったんですかね、役場の聞き取りに対して、私は真実ではない話をしていると思います。町長、ここをしっかりと調べて、これが馬ふんの不法投棄となると、いろいろな法律に関わってくるんです。産廃の問題、そして家畜排せつ物法、そして環境関連の法令にも引っかかります。各種法令に引っかかると、町との賃貸借契約においてこの契約が履行されないというところにも関わってきます。これに仮に甘い処分を下すと、町長は自らがNPO法人の理事も務めてますし、この馬ふん自体が認定NPO法人サラブレッドトレーニング・ジャパンがリトレーニングしてる馬から排出されているものとも考えることもできるわけですから、町長は自らの立場を持って厳正な対処をしていただけたらと思いますが、町長のお考えを述べていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このNPO法人の理事に私もなっておりますが、これは前の一般質問でも答弁したとおり、意味合いというのは、町のまちづくりの趣旨に沿ったことをやっていただかないといけないという意味で、一つの確認、チェックという意味で私は参画をしております。そうした意味でも、このサラブレッドのNPOと乗馬クラブは少し分けて物事を考える必要がございます。岡山乗馬クラブさんには、町の財産を貸しています。そうした面で、その用途が適切でないということになれば、これはしっかりとした指導等は要るものと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

実は、財務規則違反であった駐車場の件、そしてこの馬ふんのことも地域の住民から言われて、私も1月17日に見に行ったんですよ。つまり地域の住民の方々はいろんなところを見てくださってるんですね、はい。ですので、そういった地域の住民の方々の声だと思って、真摯に真面目に受け止めていただきたい。町長、まちづくり等を兼ねて確認チェック機能で理事になってるということなんですが、これは確実にNPO法人に何かあったときには理事にも責任が及びますよね、はい。ですので、そんなに軽いものじゃないんですよ。

次に、質問いたします。

次は、町長も理事として関わっている認定NPO法人サラブリトレーニングのサンクスホース事業についてです。

まず、このサンクスホース事業、町の予算書にもありますので、これは町の事業なんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、答弁させていただきます。

町のほうも、このサラブリトレーニングがされている事業に関して、町にも有用な事業だろうということで、ガバメントクラウドファンディングを通して応援しているものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、このサラブリトレーニングは、このサンクスホース事業で町から事業を請け負ってるってということなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

町の事業をサラブリトレーニング・ジャパンに請け負ってもらっているわけじゃなくて、このサラブリトレーニング・ジャパンがしている事業が町にとっていろんな意味で町が掲げる施策と整合性が合ってるということで応援をしているという意味でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ガバメントクラウドファンディングを行なっていますふるさとチョイス、そして各自治体のホームページを見ましたら、ガバメントクラウドファンディングとは何か、自治体が抱える問題解決のため寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みとあるんですけども、吉備中央町も同様の認識でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

プロジェクト化する事業内容については、各自治体により考え方の相違はあろうかと思いますが、この制度に対する考え方については同様の認識でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

自治体が抱える問題解決のためっていうところは、ほかの自治体と一緒にですか、それとも違いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

その点については同じかと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、吉備中央町が抱える問題をこのリトレーニングによって何がどう解決するんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

サラブリトレーニング・ジャパンがあそこで行っている事業につきましては、寄附を見ていただいたら分かる通り、多くの方の賛同をいただいている事業でございます。そういった意味から、町にとっても町の知名度の向上という部分もありますでしょうし、吉備中央町の自然を活用した、観光部門で今いろいろしておりますが、そういった部分で自然を活用してリトレーニングをしたり、乗馬体験をしたり、学校へ行かれて体験授業をされたりというようなことが、吉備中央町で行なっている事業に沿っているものというような意味から支援をさせていただいているものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

このあたりは、また次回以降で質問します。

さて、このサクスホース事業の補助金として余剰分が出た場合に、町の特定非営利法人支援補助金交付規則によりましたら、過払い分は町長が必要と認める範囲で返還を命じることができるのか、協定書にも同様のことが書かれておりますね、はい。令和4年9月議会で寄附金がどれぐらい集めるかは未定ですから事業費を確保する必要があるんですという答弁だったんですね。事業費の確保の必要性を考えるのは法人のほうなんですけれど、なぜ町役場がこのNPO法人の事業費の確保の必要性を考えなければならないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えします。

先ほども言ったんですけど、本事業につきましては、吉備中央町の総合計画の中の町の

魅力で新しい人の流れをつくるという基本目標の下、町内にあります観光資源を活用し、癒やしをテーマとした滞在型の観光につなげていくことで本町の魅力を高め、また関係人口の創出、拡大を図ることを目的といたしましたメンタルヘルス構想と合致しているものとの判断から支援を行なっております。事業の開始に当たりましては、議会の皆様をはじめ、関係団体等へ御説明をさせていただき、御理解をいただいた上で実施をさせていただいているものと理解しております。また、ガバメントクラウドファンディングにおいて寄附者の方が自らの意思で税金の使い道を決められた大切な寄附金ですので、事業の継続性はもとより、よりよい事業となっていくよう町においても考慮していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

令和5年5月のこの認定NPO法人の総会で、複数の理事に理事報酬が支払われるように定款が変更されております。令和4年吉備中央町9月議会の執行部答弁では、寄附金が余るようなら返還の請求もすると、返還するのを考えるということだったんですが、令和5年3月31日時点でこの認定NPO法人の口座に1億1,000万円以上が預けられております。町長は、補助金の返還を命じますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

令和5年度のガバメントクラウドファンディングによる寄附金につきましては、2月末時点で約4,700万円の寄附をいただいております。事務費を差し引きまして4,200万円程度をサラブリトレーニング・ジャパンのほうへ交付する予定であり、令和4年度と比較しますと2,800万円程度減少しております。また、令和5年度の事業費は約8,400万円となっており、令和4年と比較しますと2,000万円程度事業費のほうが増額しております。一部基金化されたこともありまして、令和5年度の補助金を交付しますと、1年間の事業費分ほどが残額となるのではないかと予想されております。以前に

も申しましたように、たとえ寄附金がなくなってもある程度の期間事業が継続できるよう、当面の事業費を確保しておく必要があるのではないかと考えておりますので、現状では寄附金の返還請求については考えておりません。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ちょっと確認なんですけど、この認定NPO法人はリトレーニング等の事業が自分の法人でできますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

サラブリトレーニング自体には、そういった馬場ですとか、そういうのは持っておりませんので、どちらかの事業者のほうへ委託するような形になるかと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

このあたりは、まだまだ今後調査をして、また議会で取り上げられたらと思えます。

町と、この法人の間に補助金交付に関する契約書がないということなんですけれども、通常一般財源から法人にお金に移るとき、通常考えても契約書は必要だと思うんですね、地方自治法上も。これは、なぜ契約書がないんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えします。

この補助金につきましては、吉備中央町特定非営利法人支援補助金交付規則及び吉備中央町補助金等適正化に関する規則に基づき交付をさせていただいているものであり、そこへお示ししてあります手続を経て交付をさせていただいておりますので、補助金交付団体

と契約書を交わす必要はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一方で、吉備中央町財務規則第111条では、契約書の記載事項として7項目並びに町長が必要と認めた事項というものがありますよね。これは、じゃあ財務規則はどういうふうに考えたらいいんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

先ほど答弁したとおり、契約書を交わす必要はないという認識でございますので、111条に書いてありますのは、契約書の記載事項を定めたものが第111条ということですので、契約書が必要ないということであれば、この記載事項についてはすぐには抵触するものではないとは考えますが、先ほど言いました交付規則のほうへこういった目的であったり、金額であったりというのは書くようになっておりますので、その辺は抵触するものでないというふうにはもちろん考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

補助金交付規則はあるけれども、補助金を交付されるのに契約書は必要ないというのが吉備中央町の認識なんですかね。もう一回確認させてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

先ほど申しましたような規則に基づいて交付しているのであれば、契約書までは必要ないという認識でございます。

○議長（難波武志君）



9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いや、私は契約書は普通に必要だと思いますよ。建設課長、ちょっと確認したいんですけど、契約書がない建設の契約ってありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

請負契約をするものであれば、契約書は必要であると思われます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

突然でしたけど、ありがとうございました。

私は必要だと思いますし、ここは私は違法だと思っております。今後もしっかり調べていきたいと思っております。

さて、この認定NPO法人サラブリトレーニング・ジャパンの社員もしくは会員構成を少し調べました。そうしましたところ、ちょっとびっくりしたんで、ちょっとここは正確に言わせていただきたいと思いますが、まず町長は社員、そして会員ですよ。町長、合ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

はい、そのとおりです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

岡山県庁にある行政文書によりますと、21人の社員のうち何と6名が役場の職員もしくは元職なんですね。町の補助金をいただいている、このNPO法人の社員、会員のうち多くの方、約30%ぐらいですかね、何%なんだろう、が職員でいるということが私は問題

だと思いますし、今後も追及できたらと思います。

では最後に、この地域課題を解決しようと頑張ってる町民の方々に対しまして、同様のガバメントクラウドファンディングでしっかり寄附金をお渡しして、挑戦や奮起ができるようにこれを制度化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えします。

町のほうでは、特定非営利活動法人が取り組む事業に対して必要な経費をガバメントクラウドファンディングにより支援する制度がございます。事業内容や実施体制など一定の要件はございますが、御相談のほうをいただけたらというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それなんですけれども、例えば一般社団法人の非営利型も対象に含めていただけるように規則を変えていただけませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それにつきましてはいろいろと勉強しないといけない部分もありますので、この場でそうしますとはちょっと言いませんが、検討のほうをさせていただきます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

非営利活動法人、非営利活動をしている法人ってたくさん種類がありますから、門戸を広げて、町民の方々に挑戦ができる制度にしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから2時30分まで休憩します。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順次発言を許します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

2番、加藤高志です。すみません。花粉症なもので、今回もちょっとマスクのままで失礼いたします。

質問に関連する、いつもように関連トピック等々を織り交ぜながら質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、日本の国力というか、活力の部分ですね、人口です。先般発表されておりました、総務省のほうから、日本の人口減少は、これは言うまでもなく深刻な状態になってます。問題化してますね。約159万人減少、1年度間でです。これは、その前の年の減少数よりもさらに80万人増えて、159万人が1年間で減少してると。今現在、日本は約1億2,200万人です。10年、20年、30年先って、この減少率でいくと、ちょっと寒気がするような状況ですよ。これまたちょっとショックな、現実を直視をするというか、再認識をする必要があるんで、あえて悲観的にならないで聞いていただきたいんですが、今の減少、これは14年連続で、なおかつ国勢調査とかを始めて以来、調査開始以来最大の減少数及び率であるほか、こっからがちょっとぐっとくるショックなんですけども、初めて全47都道府県での減少だそうです。さらに問題なのが、これまた言うまでもなく出生数、これも低下しております。これも統計開始以来初めて80万人新生児の出生が減ってる。80万人を割っていると。これも約なんですけども、76万人の出生と。これまた過去最少を更新したということだそうです。単純に、今言った総人口の減少、出生数の減少、そうすると、亡くなる、生まれる、これの自然増減数についてはマイナス年間83万人という角度で下がってると。まずはそこを御理解いただきたいと。

本町においても、令和7年度には1万人を割ると推計をされております。深刻な少子化あるいは高齢化により高齢者1人を現役世代1人で支える、いわゆる肩車社会、これが到

来するというのはもとより、その現役世代すら高齢化し、いわゆる高齢化構造、これが老老介護社会が多分見えるところまで到来をしていると。そういったことを真剣にまずは捉えていただきながら、子育て支援や生活環境の改善などにとどまらず、多角的で強烈的なアピールで推進をしていって、何とかこういった状況を打開していくということが求められているのではというふうに思っております。まあ、昨年12月の議会でピンチをチャンス化をしというようなことを申し上げさせていただいたかと思いますが、先般の浄水の問題ですね、これをもデジ田だということも含めて、いろんなデータをそっちの分野にフル活用していくということも含めて、日本で初めての正式な問題、そして今後整備をして解決に向けていく、ここをチャンス化をする、すなわちPFASに勝利をした町、これを掲げるのも構想としては良案なのかなというふうに思います。

さて、消滅危機に苦悩する他自治体が少なくない中、改めて本町が国家戦略特区であることの意義、これを再認識をして、一丸となって全住民が前を向く、そのことの重要性をこのところ強く感じているところでもあります。それを踏まえて質問に入らせていただきます。

まずは、施政方針についてです。

先般の施政方針によりますと、当面学校・園の統合による教育の充実、それと国とともにデジタルの未来をつくるデジタル田園健康特区及びふるさと納税や太陽光発電事業による独自事業を行うための自主財源、これの確保、いわゆる健全財政の維持、この3つが基本方針と理解をいたしました。いずれも、今の吉備中央町の未来、そしてこのまちづくりにとって極めて重要な視点だと思います。そこで、基本方針3点について質問をさせていただきます。

まず、教育の充実についてです。

新しい学校の特色と魅力づくりにはアフタースクールの充実が欠かせないと考えますが、その計画と具体的な内容についてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

2番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度からの統合後の小学校においては、自分に合った得意分野を発見できる気づ

きの場となることを主眼として、新たにアフタースクールを実施することとしております。1年生から6年生全児童を対象に、各校週1回、45分から1時間程度での開催を予定しており、スポーツ、物づくり、文化芸術、国際教育などを柱として、祭りやだしなどの地域交流、昔遊びなどの講座も行う基本方針が決定されており、児童へのアンケート結果を参考にしながら、幅広く具体的なプログラムの選定、講師等の調整など、実施体制の検討を進めているところでございます。実施に当たっては、地元の方による講座はもちろんのこと、特別外部講師として、運動面では現在トップアスリート事業で実施しているサッカーのファジアーノ岡山や卓球の岡山リベッツによる特別講座、国際教育ではJICA等との連携などを計画しています。児童が興味を持って、楽しく参加できるアフタースクールを目指し、ここでの体験が中学校での活動につながるような取組となるように計画を練っていく所存でございます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知しました。

1点要望といたしましょうか、12月の議会でも少し同趣旨のことを申し上げたかと思うんですが、このアフタースクールというのは、統廃合問題、これの住民説明会の頃から、父兄はもとより、子ども自身からも要望が出てた部分であります。今、教育長のほうでおっしゃっていただいた内容のみならず、あらゆる分野、すなわち具体例の一つとしては、歌であるとか、ダンスであるとか、そういったところもぜひ将来的には組み込みながら、可能なところから可能な数だけの分野を段階的に実施していただけるような構想、あるいは計画にさせていただけることをお願いを申し上げます。

これは、よく考えてみてください。一番大切な幼少期、子どもの時期に、親さえも見抜いてない、それぞれの良所、長所ですよ、それぞれの才能、これを、ここをやるのかな、ちょっと合わないからこっちをやるのかなということを通じて、思わぬ才能を導き出す、見いだせる、こういったチャンスの一つにも必ずなり得るような、そんな気がしてなりません。そういった趣旨で、ぜひ幅広いユニークな分野を取り込んだ、もっと言うと、日本に、世界にないような吉備中央町のアフタースクール、これをぜひ構想化していただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

続いて、デジタル田園健康特区についてです。

本事業は、まさに国と一緒にあって最先端の技術と仕組みづくりに挑戦をし、いつでも、どこでも、誰もが、便利で快適なデジタル社会の恩恵を受け、誰一人取り残さない社会、これを目指すことが究極の目的の事業であります。しかし、高度な理論がゆえに分かりづらい、まだまだ理解が浸透してないばかりか、変な誤解によって、例えばですけど、私も確認をしております。間違った情報をほかの方に話をしたり、あるいは間違った情報をSNS上に投稿したりという発信をする方々も少なくありません。施政方針のとおり、来年度はそういったところを含めて、そういったところも改善すべく理解を進める年と位置づけるのは極めて妥当な考えだというふうに私も個人的に評価をいたします。我々関係者も一層の理解を深めるよう積極的にももちろん研究するとともに、住民の方々へ理解促進に寄与していきたいと、このようにも考えております。

そこで、いま一度来年度のデジタル田園健康特区及びデジタル全般に対する具体的な考え方と規制改革等の進捗状況についてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、2番、加藤議員の御質問についてお答えいたします。

デジタル田園健康特区の進捗状況につきましては、これまで国家戦略特区の具体的な制度設計等の検討を行うために設置された国家戦略特区ワーキンググループにおいて規制改革事項となる救急救命士のエコー検査について、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制などの議論を重ねてまいりました。今年度の大きな進捗といたしましては、エコー検査を含む新しい処置の要望、提案について、安全性や必要性等の観点から検討を行うために、昨年8月に厚生労働省により救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループが設置されたところでございます。本厚労省ワーキンググループにおいて今年度末までに議論の取りまとめを行なった上で、その結果を踏まえ、令和6年度の可能な限り早期に必要な措置を講ずることとされております。さらに、本町におきましても、岡山大学をはじめ関係事業者等との協力の下、内閣府の実証事業を活用し実際に救急車を走らせ、車内でエコー検査を実施するなど、実証を重ねており、救急車内でも問題なくエコー検査が実施できることが実証できているところであります。引き続き、規制改革の早期実現に向けて最大限努力してまいります。また、既存の規制改革を活用し

た通称特区民泊につきましても、今年度10月20日付で区域計画の認定をいただいているところであり、来年度の事業開始に向けて準備を進めているところでございます。

次に、本町のデジタル全般に対する具体的な考え方につきましては、総務省が定める自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき策定した吉備中央町DX基本方針にあります行政サービスの向上、高度化、業務・システムの効率化等の重点項目を中心に取り組むこととしております。具体的には、行政におけるDXとして地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度の運用開始に向けた基幹システム標準化の準備に取り組んでおります。また、住民向けのDXとして、書かない窓口の導入や通信環境整備事業補助金制度の創設を予定しております。DXにつきましては、先ほど申し上げましたデジタル田園健康特区及び国が推進するデジタル田園都市国家構想を踏まえつつ、今後は職員のDXの必要性を醸成しながら、よりよい行政サービスの提供を検討してまいります。

以上です。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

了解です。承知しました。

中身については、よく理解できたかと思えます。質問にも申し上げた全住民の方々への理解を深める促進をするというところに、ぜひ奇抜な発想というか、アイデアを持って周知に取り組んでいただけたらと。例えば、例えばですけれども、ただ単に説明をする会を要所で設けるとかというベタな発想ではなくて、もし可能であれば、アンビュランス、救急車のデモ機を持ってきて、本来今までここでできるのはこうだったんだけど、エコーが救急救命士によってかけられるような規制改革を図ろうと思ってますよとか、あるいは今おっしゃったようなデジタルにおける恩恵の一つ、例えば書かない窓口であれば、書かない窓口の体験コーナーとか、そういったものを実働させる前に、段取りがつく前に体験をさせるということについては、先ほど申した全住民の方々への理解の促進に直結する試みなのかなというふうにも思えます。決してそんな高額な予算もかかるわけでもなく、準備も必要だとは思いません。予算と一緒にですね、簡単にできて、最大な理解促進の効果が得られるように、もう一工夫練っていただければと、このように考えます。

続きまして、施政方針の3つの柱のうちの最後3つ目ですね。健全財政の維持について

です。

本町吉備中央町は、小・中学校、園の給食費の完全無償化や、あるいは農機具の購入助成等、町民の皆さんのための町独自の事業に取り組んでおります。これは、どこの市町村よりも独自の事業を通じて住民の要望に応えたいというところでもあるんですけども、厳しい地方財政の中、現実にはなかなかもっともっとと、あれもこれもというのは難しい。これは、本町に限らず、全般の市町村自治体の常であろうかと思えます。その点、吉備中央町は太陽光発電やふるさと納税に取り組み、そこから生み出される財源の裏づけを持ってそれぞれの事業に取り組んでおられます。これは、町の財政運営上も、そして町民の皆さんの安心な暮らしのためにも非常に大切なことであると、私個人というか、非常にありがたく評価をさせていただいております。

財政構造の弾力性を表す、これは一つの例ですけども、参考までにと申して紹介をさせていただきます。財政構造の弾力性を表す経常収支比率、これは健全理想という、理想的な健全性があるなという領域があります。これは70から80%、これにぴったり吉備中央町は収まっておりますよね、ここのところ。そして、別に実質単年度収支においては、岡山県内27市町村の中でも12位です。あわせて、12町村で言うと、第1位の5億円の黒字を計上しております。

そこで、ふるさと納税事業及び太陽光発電事業の現状と今後の見通しについてと、あわせて町の貯金である基金及び町の借金である起債、これの状況、今紹介したように、吉備中央町の財政状況が町民の皆さんが安心できる状態なのか、ぜひ先ほどの指数からでも結構ですんで、見えてくる財政状況の概要についてお尋ねをします。町長御自身の成果、これはおこがましいと思われかもしれませんが、議員のほうからの質問があったと、そこにかこつけて、ぜひ町長の言葉で町民の皆様の安心へつながるメッセージをお願いをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われたとおり、こうして答弁の中で、健全財政ということに私はしっかりと柱に据えて物事をやらなければならないと思います。健全財政なくして、やりたいことがあってもできません。そのことは肝に銘じてやるべきと思います。少しそうした意味では、現



状の状況を御説明をいたします。

先ほど議員からもお話がありましたとおり、吉備中央町は、独自といいますか、本当に各市町の先駆けとなるような事業をやっています。これは、多分給食費の完全無料化もそうでございます。そして、独自の農機具の購入助成等々、これも他市町では多分ないことだと思います。そして、第1子に100万円というような子育て応援事業、各種の独自事業をさせていただいております。ただ、この独自事業を行うに当たりましては、しっかりとその裏づけとなる財源を見いだした上で私はやるべきというようなことをずっと肝に銘じてます。そうした意味では、先ほど言われたとおり、この自主財源として今再生可能エネルギー事業、いわゆる太陽光の発電事業が一つございます。これにつきましては、売電収益から施設のリース料金等の経費を引いた残りを活用しております。その残りの財源は、主に子育て・定住応援基金に積み立てまして、その事業等に使っているところでございます。これは、令和4年度の当該基金の現在高でございますが、1億2,000万円程度でございます。毎年それに7,000万円程度の積立てを行なって、そのうちから崩して、その目的として子育て定住に使っております。子育て・定住応援基金は、その名のとおりです。子育て環境の充実、若者の定住促進に関する施策の推進をするための基金となります。令和6年度につきましては、子育て世帯へ応援金、定住奨励金、それから先ほど言いました給食費の無償化等々の財源として7,800万円をこの基金から一般会計に繰り出して、財源としております。また一方では、ふるさと納税を財源とした協働のまちづくり基金ということをつくっております。これにつきましては、御存じのとおり、全国から多くの方々の温かいふるさと納税によりまして、ここ数年はいろんな費用を差し引いた残りが4億円程度をこの基金に回すことができっております。令和4年度の基金の現在高は約11億1,000万円程度になっております。この当該基金につきましては、御存じのとおり、1億6,500円の支援を農家の方にお送りしています。それは、米作り農家応援事業でございます。そして、農機具購入の助成を行ったり、それは頑張る農家応援事業という名目でございます。また、大変厳しい有害鳥獣の対策事業にもこの基金から繰り出したお金を使っております。このように、吉備中央町ならではの基金も数多くございます。基金全体の動向を少し報告しますと、実は平成24年度末にこの基金の総計は32億2,000万円ございました。それが、令和4年度末では55億7,000万円という数字を見ているところでございます。次年度からですか、小学校や認定こども園の建築による学校整備などにおける一時的な事業経費が必要でございますが、そういうようなこと

もございまして、財政的には安定した財政が運営できているというふうに自負しているところでございます。

さらに、もう一つ大事なのが町の借金でございます。この基金の現在額につきましては……

(「起債です。」の声)

起債です。起債の現在高につきましては、平成24年の末の起債の残高が120億7,000万円ございました。令和4年度末の起債の残高は83億2,000万円と、着実に減少をしております。本年度は、園・学校統合に係る建設事業費の財源として10億円程度の起債を行いますが、財政運営、町の運営につきましては、それは影響は特になくと私のほうは理解をしております。

令和6年度は、吉備中央町合併20周年を迎える年でございます。先ほど申し上げましたように、合併前に比べてあらゆる知恵を絞り、事業で得た収入、いわゆる貯金である多くの基金を設置し、運営を行っております。行財政指数においても、安定した推移となっております。将来においても、安心できる町政の健全財政を続けていく必要もあるし、続けていけるものと思っております。いずれにいたしましても、様々なにぎわいのまちづくりによる施策が今は少し功を奏してるのかなという思いを持っています。長年の間、社会人口は減少の一途をたどっております。昨年は、僅かではございますが、社会動態が増に転じました。これは、いろいろ要因がございます。数字の上では本当に僅かな数字ではございますが、少し明るい兆しを持って、これからもしっかりと財政状況を的確に把握しながら物事を進めていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

よく分かりました。

冗談抜きで、個人的に私の家の家計をやりくりしていくために、皆さんもそうでしょうけども、貯金というのはなかなかできづらい今の社会情勢でもあります。こんな中で、町民の皆さんから、特に予算の執行権、これを委ねられてる首長として、今私も初めて聞きましたけど、それだけの基金、それだけの結果、ここについては非常に安心をいたしましたし、またこれをお聞きなってる町民の皆さんも、礎の部分がしっかりしてるという意味で安心につながったのではないかとこのように思います。この礎を基盤にバックボーンとし

て、今の国家戦略特区デジタル田園事業、これについてもこの礎の下でぜひ進捗をさせていただけたらなど。あわせて、1つお願いですが、今現状こういった工夫によって独自の基金等を設けておられますが、情勢は風のごとく変わります。ここで満足をせずに、その情勢、情勢に応じた、適合した新しい基金、これの設立を常にどうか頭の片隅に置きながら運営をしていただけたらと思います。

続きまして、小学校複式解消についてです。

複式解消の最終年度を迎えるに当たり、当該解消を要する小学校の令和6年度における教育体制について質問をいたします。

1つ目、当然複式解消については充足、これが必須になりますが、現在の教職員の充足、教育政策目的、複式解消達成のために必要な教職員数について、基礎定数のほか、加配数、これをいかに見積もっているのか、また充足への現在での手応えについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

加藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、来年度の教員配置について、岡山教育事務所と町教育委員会、学校による協議を進めているところです。複式学級を有する学校への教員配置については、県教委が配置する加配と町教委が独自に配置する教員を有効に組み合わせ、子どもたちが安心して学べる環境づくりを目指し、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。加配数の見積りにつきましては、複式学級を有する学校において子どもたちが教育課程を確実に履修するために必要な教員数を町教委と学校で協議を行い、確認をしております。どの学校のどの学年にどれくらいの教員が必要となるかを確認をし、確実に教員配置ができるようにします。

手応えについてでございますが、円滑な統合に向けた指導体制の重要性については、岡山教育事務所と共有をし、繰り返し強く要望してまいりました。充実した指導体制に向けた教員配置が確実に実施できるよう、前向きに検討していただけると実感しております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

加配については実感をされてるというところで、少し安心をいたしました。

先ほども教育長のほうからありましたけども、県の教育事務所のほうから割り振られる、思ったような数じゃなかった場合に町独自でという形になろうかと思えますけれども、その場合を想定した予算編成のほうは網羅されてるかどうかについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

複式学級において県教委が配置する教員と併せて町独自に教員を配置し、学び残しが無い学習指導体制の構築ができるよう予算措置を講じております。また、学習指導体制の充実のみならず、統合不安の解消や特別に支援を要する児童へ対応する支援員などの配置も含めた予算の編成をしております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

承知しました。

前回の一般質問でも申し上げたかと思うんですけども、もう時間がありません。恐らく、このことについて質問するのは今日が最後になろうかと思うので、ぜひとも遂げるの一択です、複式解消に至っては。ぜひここをいま一度肝に銘じていただきながら、その手応えが実現するように何とか裁量を発揮していただけたらと思います。現場の学校の校長あるいは教諭を含めて、何よりも子どもはもとよりその保護者の方々も、どうなるんだろうと、複式解消を要する学校の生徒さん、御父兄の方々には常にそういった心境で、今ちょうどそういうぎりぎりのときなので不安に思っておりますので、ぜひとも遂げる一択で、よろしくをお願いします。

続きまして、障害者雇用についてです。

民間企業で障害者の法定雇用率は現在2.3%とされておりますが、この春から

2. 5%へ、そして2026年7月からは2. 7%へと段階的に引き上げられます。この改正により、民間企業は障害者、障害をお持ちの方を雇用する割合を増やすことが求められてると。一方で、町の責務としても、3つあります。1つ目については、自ら率先、垂範をして、障害をお持ちの方を雇用し、2つ目、障害をお持ちの方の雇用について事業主、その他住民、一般の方々への理解を高める、3つ目、障害をお持ちの方の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を推進するとされております。もとより、障害者の福祉に関する施策との、これはどういうんでしょうかね、施策というよりも、執行部内の施策はもとより、町内の福祉事業者等々、そういった方々とも有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進することが求められてる。本年4月1日からは、障害者雇用率が、自治体のですね、現在の2. 6から3. 0%に、教育委員会に当たっては2. 9%に改められます。ということは、総務省の自治行政局のほうから、元気創造プラットフォームにおける調査照会システムを通じて、ちょうど昨年の今頃通達というか通知が来て、承知をされているところだと思います。

質問です。

現在、町の障害をお持ちの方の雇用率をお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の町障害者雇用率につきましては、毎年6月1日現在の職員の任用状況により岡山労働局へ報告となっておりますが、令和5年6月1日現在の障害者雇用率は2. 6%となっており、国が示す、地方公共団体が遵守すべき障害者雇用率2. 6%を満たしている状況でございます。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

吉備中央町としては現状は基準をちょうど満たしていると、上回ってはないということですね。ちょうど満たしていると。それをよしとするか、どうとするか別としてですね。

次に、今現在は分かりましたので、次年度以降の法定雇用率、これは3%に上るわけな

んですけども、それを達成するため、この3%ちょうどを達成するためというよりも、それ以上を目指すための多分計画になってるということを感じたいんですけども、どういった施策及び目標率ってのはどれぐらいに設定をしてるのかということをお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

次年度以降の法定雇用率の達成施策及び目標率につきましては、議員御承知のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月に公布され、令和6年4月からは現行の障害者雇用率2.6%が3%に引き上げられることとなっております。ただし、経過措置といたしまして令和8年6月末までには障害者雇用率を2.8%とすることとされています。このことを踏まえまして、現在の任用状況では改正後の障害者雇用率を満たすことが困難であると考えますので、ハローワーク等を通じて幅広く募集を行いまして、計画的な任用のほうを進めてまいりたいと考えております。また、目標率につきましては、国の示す3.0%を目指してまいりたいと考えております。ということなんで、それぞれハローワーク等を通じましてとか、それぞれの部署に応じてできる仕事の人材をそれぞれいろんな方面から声をかけていきまして、この率が3.0を超えるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

猶予期間の2年は承知しておりますけど、この4月1日からぐらいの気概を持ってやらないと、2年間という猶予はすぐすぐ過ぎてしまうのが常でありますので、よろしくお願ひします。

1つちょっと提案というか、執行部内にも関係部署があるわけですよ。人事配置として総務として総務課長が今答弁いただいたと思うんですが、福祉課のほう、それからもう一個言うと、町内には福祉事業者がおりますよね、それが吉備の里であったり、社協であったりとか、いろいろ。そういった、何度か申し上げた縦の業務履行ではなくて、最低でも

横、願わくば斜めのたすきがけができるような連携というのをぜひ特にこういう分野についてはまずはちょっと検討というか、実行していただきたいなど。その次ですよ、ハローワークというのは、その次、うん。そうしないと、障害をお持ちの方はどんとおられて、町内に、各場所に福祉事業所が点在をしております。何を目指してるとお思いますか。お持ちなってる障害の度合いにはもちろんよるんですけど、一般就労をあくまで目指すわけですよ、可能な方はですね。ということは、ハローワークじゃなく、まず町内の関係部署ですよ。それが役場内だったら、人の出入りの所掌担当の総務が音頭を取るのかどうなのかは別にして福祉課、福祉課を通じて福祉事業所と連携をさせて、こういう人材、これができる人材はいませんか。状況によっては、業務内容を歩み寄ったりとかという一工夫だって当然しなきゃならないと。ぜひそういったプロセスで連携、縦、横まで止まりでなくて、ぜひ斜めの連携を庁内でやって、それでこの猶予期間内にどうも達成できないな、できなさそうだなって気づいた頃から切り札でハローワークとなるように、順番というか、プロセスをもう一回ちょっと改めていただけたらなというふうに思います。

次、農園等を活用した障害をお持ちの方の雇用施策、これの必要性への認識ということをお聞きします。

今まで申し上げたとおり、法定雇用率の段階的上昇を踏まえて、一般の企業さん、企業には数年先を見越した、障害をお持ちの方の雇用施策を打ち出す必要が出てきております。その中には、民間企業ですので、本来これだけでいいというような業務、この中から、今ちょっと申し上げたように、その方ができるような業務にする、いわゆる業務の切り出し作業だとか、あるいはオフィスの改築、こういったものが要求されるようになると。今言った業務の切り出しだとかオフィスの改装、改築が不必要な増員対応に適していると評価されているのが、農業立町吉備中央町内にある農園等、これを活用した障害をお持ちの方の雇用サービス、これが非常に効果的だというふうに評価をされております。ぜひ農業立町として、吉備中央町として、また福祉の町として、この農園等を活用した、障害をお持ちの方の雇用サービス、これを推進すべきと考えますが、そういった中身での認識をお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、御質問にお答えいたします。

障害をお持ちの方が、農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組といたしまして農福連携がございます。農福連携に取り組むことによりまして、障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野におきまして新たな働き手の確保につながる可能性があると考えております。現在、町内には農業分野の就労継続支援事業所が2か所ございます。花の苗、野菜、果物の栽培や出荷の作業をされておられます。農園等を活用した障害者の雇用促進は、有効な取組であると認識しております。今後は、障害者等地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、農林課、福祉課等の関係課や就労に係ります関係機関との連携強化をさらに図るとともに、農業経営体と障害者就労施設のニーズがうまく結びつくことが大変重要であると思いますので、両者のニーズをマッチングする仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

ぜひ推進のほうの検討をよろしく願いいたします。

あわせて、先ほどとまた重複しますけれども、今いみじくもおっしゃってくださったとおり、農林課とも、農園を活用したということになると、ここでこそ斜めの連携をぜひやってみてください。これはどんな部署、どんな所掌でも共通して言えると思うんですけども、縦割りになりがちな、いわゆる公務員の業務というのは、しきりに横の連携とか言われますよね。それはそうなりがちだからですよ。なので、いつも自分の鏡を見ながら、ああこの業務はあっちにも共有しとくべきだったとか、連携すべきだったのかと、多々あるはずなんですね。実際にそれを意識しながら、関係ないかとも思いながらも、ぜひ横の連携、状況に応じては斜めの連携で1つの業務を1回試しにやってみてください、福祉課にという意味じゃなくてです、必ず何か新しい発想が出ますから。えっ、こういう手だてがあったんだと、ぜひやってみていただくことを期待をしております。

質問は以上ですが、最後に終わりの一言のお話をさせていただきます。

これもトピックなんですけど、先日株価が史上初めて4万円を超えましたよね。ところが、どうでしょう。うちの家計と一緒に、何か好景気の実感が出てこないのが、恐らく共通感覚かなと思います。これは、多分ですけども、景気と裏腹に賃上げが物価高騰に追い



ついてない、アンバランスが生んでる症状なのかなと思います。それを踏まえて、本町の  
デジ田を見たときに、大胆な規制改革がゆえにうまくいかない場面が当然あります、大胆  
なことをやろうとするわけですから。ところが、大胆な規制改革がゆえにうまくいかない  
場合もあるんですけれども、国家戦略特区における、国家戦略特区ですよ、このデジ田事  
業も、消滅危機、これに迫られている自治体も少ない中、他の自治体にはない創生のチャン  
スなんだっていうことを忘れがちなんですよね。どうしても、つい問題点ばかり見てしま  
って、結果、受益者が自らブレーキをかける形となっている、こういった場合もあると  
いうのを、このアンバランス感が非常に否めないのがもったいなく、残念にこのところ思  
っております。執行部におかれましては、施政方針のとおり、真に理解を進める年となる  
よう、また町民の皆様におかれましては、デジ田事業の推進を自分の幸せ、また孫の幸  
せ、そのために、あるいはこの町をいい形で次世代へつなぐためにも、いま一度自分事化  
していただき、一緒に事業を育てていけますよう改めてお願いを申し上げ、私の質問を終  
了いたします。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第1号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

陳情審査報告について。民生教育常任委員会の陳情審査結果について、別紙のとおり委  
員長から報告をいたします。

令和6年3月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、  
日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したの  
で意見を付し、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。審査月日、3月8日。陳情番号、第1号。件名、全日本国立医療労働組合岡山地区  
協議会議長、中野祐弥からの国立病院の機能強化を求める陳情について。審査結果、採  
択。意見、願意妥当と認める。

若干補足いたします。

吉備中央町では、当地ではリハビリテーションなどの病院に大きく寄りかかって医療が展開されていますが、国公立病院の再編、これが国の計画どおり実施されれば、特に地域医療は、吉備中央町、当地にとったら大変な状況になる可能性もあります。そういう中で、国立医療労働組合からの国立病院の機能強化を求める陳情というのは、私たちの願いにもそぐうなというふうに思います。そういうことで、反対、少数意見なしで、全員で一致して願意妥当となったことを報告いたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第1号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第2号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それでは、陳情の審査報告をさせていただきます。

令和6年3月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。総務産業常任委員会委員長、山崎誠。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記。審査月日、3月6日。陳情番号、第2号。件名、吉備中央町吉川、河内保雄ほか4名からの輸入飼料の高騰、子牛価格の暴落及び枝肉価格の低迷で経営悪化する畜産農家の早急な救済に関する陳情について。審査結果、採択。全員賛成で願意を認め、採択いたしました。

審査の状況について若干補足させていただきます。

近年、様々な事情から、畜産農家の経営が大変苦しいというのは御案内のとおりと思います。この審査においては、輸入飼料の高騰、あるいは子牛価格や枝肉価格の暴落、あるいは乳価の低迷等について、財務省の貿易統計、あるいは農水省の様々な価格の推移、あるいは乳価の推移、県の資料等々を慎重に審査し、かつ陳情者を参考人として委員会に招致し、現在の経営状況、将来の見通しについて議論を交わしました。

以上のようなことで、先ほど御報告のとおり、全員賛成で採択いたしましたので、議員の皆様のお理解をよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第2号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第3号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

報告第3号、令和6年3月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記。審査月日、3月8日。請願番号、第1号。件名、上田東案田自治会会長綱島正已ほか8名からの円城浄水場関係住民の早期の公費による血液検査実施とその後の医療的フォローアップ体制の充実及び財政計画の拡充について。審査結果は、採択。意見は、願意妥当と認める。

委員会は、切実な円城の浄水場関係者住民の願いにしっかり応えていくべきだという皆さんの意見を基に全員一致、願意を妥当ということで、結論を得ましたので、報告します。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

すみません。議論の内容をもう少し詳しく教えていただければと思ひまして。お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

○1番（日名義人君）

より詳しくというより、皆さん共通で円城住民の皆さんの願いを受け止められておられたということで、少数意見等もなく、皆さん全面的に賛成をされたということです。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第3号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月15日から3月17日までの3日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

したがって、3月15日から3月17日までの3日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 3時32分 閉 議